

新たな管理型最終処分場候補地選定委員会

第1回委員会 会議録

日時:平成29年6月13日(水)14:00~17:15

場所:高知サンライズホテル 2階 向陽

事務局:大変お待たせしました。定刻になりましたので、ただ今から新たな管理型最終処分場候補地選定委員会、第1回委員会を開催いたします。私は林業振興・環境部環境対策課課長補佐の岡本でございます。よろしくお願いいたします。

本委員会の進行につきましては、委員会設置要綱第6条第1項により委員長が議長となることとしておりますが、のちほど委員長が決まりますまでの間、私のほうで進めさせていただきます。委員の皆さま方には、本日付で委員としての委嘱をさせていただいております。本来でありましたら、おひとりおひとりに委嘱状を交付させていただくところでございますが、時間の都合もありますので、大変失礼ではございますが、お手元に委嘱状をお配りさせていただいております。ご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは、委員会の開催にあたりまして、高知県林業振興・環境部長の田所からご挨拶を申し上げます。

事務局: 皆さん、こんにちは。

一同: こんにちは。

事務局: 高知県林業振興・環境部長の田所と申します。委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、新たな管理型最終処分場候補地選定委員会の委員の就任のほう、お受けいただきまして、まことにありがとうございます。また本日は第1回の会議にご出席をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

まず、本委員会の設置の経過、主旨についてご説明をさせていただきたいというふうに思います。本県で唯一の管理型産業廃棄物最終処分場でございます、エコサイクルセンターにつきましては、平成23年10月に開業しましてから、当初計画を大幅に上回るペースで廃棄物の埋立が進んでおりまして、このままのペースで進みますと、当初計画より10年近く早く容量がゼロになるということが想定される状況となっております。

このため、県では、今後の本県における管理型産業廃棄物の最終処分のあり方につきまして、検討の上、基本構想を策定することといたしまして、平成28年6月に高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想検討委員会を設置いたしました。この委員会におきましては、5回の会議を開催しまして、多岐にわたる検討項目について様々な角度から検証

を行っていただき、その年の12月には検討結果を報告書として取りまとめていただいたところでございます。これを踏まえまして、県としまして本年3月に県の基本構想を策定したというところでございます。この基本構想の概要につきましては、のちほど説明をさせていただきますが、県としましてはエコサイクルセンターの埋立が終了したのちも、引き続き管理型産業廃棄物の適正な処理を行いますとともに、県内事業者の安定した経済活動を下支えしていくためには、県内に新たな管理型最終処分場を整備する必要があることから、委員会で整理していただいたエコサイクルセンターの埋立終了時期と見込まれる平成34年9月から平成36年8月頃までには、公共関与の手法によりまして整備を進めていく必要があるとしたところでございます。本委員会は新たな施設を整備するにあたりまして、最も重要といわれます整備候補地の選定につきまして、委員の皆さまに助言や提案をいただき、客観的かつ透明性のあるプロセスにより進めていくために設置させていただいたものでございます。

なお、候補地を絞り込んでいく中では個人に関する情報等を取り扱うことにもなりますため、本委員会にお諮りしたうえで、一部を非公開とするということも想定しておりますが、最後に取りまとめていただく報告書におきまして、委員会における選定プロセスを明示することにより、先ほど申し上げました通り、候補地が客観的かつ透明性のあるプロセスにより選定されることを県民の皆様にお示しすることができれば、というふうに考えておるところでございます。委員の皆さま方には短期間で密度の濃い、ご検討をお願いすることになります。なにとぞご協力よろしくお願ひいたします。以上、簡単でございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

事務局： 続きまして、環境対策課長の萩野から委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。

事務局： 環境対策課の萩野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。皆さま方のお手元のほうに配布をさせていただいております新たな管理型最終処分場候補地選定委員会委員名簿がございますが、この皆さま、委員の皆さまを読み上げまして、ご紹介させていただきます。

国立大学法人高知大学教育研究部自然科学系理学部門、教授の石川慎吾委員でございます。自然環境分野の専門家として参画をしていただいております。

石川委員： 石川でございます。よろしくお願ひします。

事務局： 高知県連合婦人会、会長の大崎章代委員でございます。消費者団体関係者としてご参画をしていただいております。

大崎委員： 大崎でございます。よろしくお願ひをいたします。

- 事務局： 独立行政法人国立高等専門学校機構高知工業高等専門学校ソーシャルデザイン工学科、教授の岡林宏二郎委員でございます。地盤分野の専門家としてご参画をさせていただいております。
- 岡林委員： 岡林でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局： 高知県公立大学法人高知工科大学経済・マネジメント学群、教授の西條辰義委員でございます。本日はご都合により欠席でございます。経済分野の専門家として参画をさせていただいております。
- 国立大学法人高知大学教育研究部自然科学系農学部門、教授の笹原克夫委員でございます。土砂災害分野の専門家としてご参画をさせていただいております。
- 笹原委員： 笹原でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局： 一般社団法人高知県産業廃棄物協会、会長の近澤栄二委員でございます。廃棄物処理団体関係者としてご参画をいただいております。
- 近澤委員： どうも、近澤です。よろしくお願いいたします。
- 事務局： 高知市副市長の中澤慎二委員でございます。本日ご都合で欠席でございます。行政関係者として、高知県市長会から推薦をいただきました。
- 特定非営利活動法人環境の杜こうち、評議員の西村澄子委員でございます。消費者団体関係者として参画をさせていただいております。昨年度の基本構想策定委員会の委員もお願いをしておりました。
- 西村委員： 西村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局： 中土佐町、副町長の三本重幸委員でございます。行政関係者として高知県町村会から推薦をいただきました。
- 三本委員： 三本です。よろしくお願いいたします。
- 事務局： 国立大学法人香川大学工学部安全システム建設工学科、教授の山中稔委員でございます。廃棄物分野の専門家として参画をさせていただいております。
- 山中委員： 山中です。よろしくお願いいたします。
- 事務局： 高知商工会議所、常議員の吉村文次委員でございます。経済団体関係者として高知県商工会議所連合会から推薦をいただきました。昨年度、基本構想策定委員会の委員もお願いをしておりました。
- 吉村委員： はい、吉村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局： 以上 11 名の委員の皆さまをご紹介させていただきました。委員の皆さまには時間の限られております関係で、頻繁にお集まりいただくことになるかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局： それでは、続きまして事務局の出席者を紹介いたします。
- 林業振興・環境部長の隣、副部長の森下でございます。
- 事務局： 森下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 続きまして環境対策課長の萩野でございます。

事務局： 萩野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 産業廃棄物処理推進担当チーフの藤本でございます。

事務局： 藤本です。よろしくお願いいたします。

事務局： 同じく主幹の宗次と池澤でございます。

事務局： よろしく申し上げます。

事務局： 以上、事務局一同、委員の皆さまに円滑なご審議をしていただけるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。なお、本日は候補地選定調査の委託先であります国際航業株式会社から3名が出席しております。

国際航業： よろしく申し上げます。

事務局： それでは、本委員会の設置および運営に関します基本的な事項につきまして事務局からご説明させていただきます。

事務局： それでは、皆さまのお手元にお配りしております新たな管理型最終処分場候補地選定委員会設置要綱がございます。この内容につきましてご説明をさせていただきます。

新たな管理型最終処分場候補地選定委員会の設置および運営について、でございます。先ほど、私どもの部長の開会挨拶の中でもご紹介させていただきましたように、高知県内で唯一の管理型産業廃棄物最終処分場が当初の見込みを大きく上回る、これには建設工事にとまらないうちに出てまいりました鉱さいを多量に受け入れたということ、それから環境省の石膏ボード、廃石膏ボードの取り扱いが変わったというふうな理由がございますけれども、こうした理由のために当初の見込みを大きく上回るペースで産業廃棄物の埋立が行われておりますことから、昨年度、今後の管理型産業廃棄物の最終処分の在り方について検討を行い、この3月に高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想、これを策定いたしまして公表したところでございます。この基本構想につきましては、のちほど、詳しくご説明させていただきますが、この基本構想の中で新たな管理型最終処分場の候補地選定手法につきまして、有識者等を構成メンバーとする委員会により候補地の絞り込みを行うこととしておりますことから、本委員会を設置することにしたものでございます。

お手元の設置要綱でございます。第1条には委員会の目的と設置について記載をしております。第2条からは委員会の運営方法等について記載をしております。この第2条では委員会の所掌事務を規定しております。第3条では委員会の委員の人数と構成について規定しております。委員は12名以内で組織しております。今回は11名の方を委員に委嘱させていただきました。第4条では委員の任期を平成30年の3月31日までと規

定をしております。事務局といたしましては、年内中に委員会による候補地の選定を終えたいと考えているところでございますが、念のため年度末でございます来年の3月末日までの任期でお願いをするところでございます。第5条の規定によりまして委員会の委員長は、皆さまの互選により決定していただきます。委員長は会務を総理し、代表していただくほか、第6条に規定してありますように、委員会の会議の招集や会議の議長の役割を担っていただきます。また第6条第2項では会議の定足数を委員の過半数とすることや、代理の出席を認めないということを規定しております。第4項、ここではこの委員会の会議は原則として公開で行うこととしております。

ただし、審議の内容が保護すべき個人情報等に該当するとか、また公開することによって公正または円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるかどうかなどご審議していただいたうえで、非公開とするか、その都度、委員会において決定をしていくこととしております。

なお、本日は非公開としなければならない内容の審議は予定をしてございません。第7条、こちらには守秘義務、第8条は庶務の実施機関について、第9条では雑則としてこの要綱に定めるもののほか必要な事項の定め方を規定しております。以上のような進め方によりまして、委員の皆さまのご協力をいただきながら、本年度、この新たな管理型最終処分場候補地選定委員会を開催していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： それでは、次に次第の4、委員長の選出でございます。先ほどご説明いたしました通り、設置要綱第5条第1項の規定によりまして、委員長は委員の互選によって定めることとなっております。どなたかご推薦はありませんでしょうか。ございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局案としてご提案させていただいてもよろしゅうございますか。

一同： はい。

事務局： ありがとうございます。それでは笹原委員に委員長をお願いしてはどうかと思っておりますが、いかがでございましょうか。

一同： 異議なし。

事務局： ありがとうございます。皆さまにご賛同いただきましたので、笹原委員に委員長をお願いいたします。笹原委員は委員長席にお移りいただき、ひと言、委員長就任のご挨拶をお願いします。また、ここからの進行は笹原委員長にお願いいたします。

委員長： ちょっと引越しの時間をください。

一同： (笑い)

委員長： 荷物が多くて。すみません、ただ今、委員長にご指名にあずかりました笹原でございます。この本委員会ですね、昨年度、決められた方針に従って新たな

管理型の最終処分場の候補地を選定するという、ある意味、極めて目的が明確な委員会でございます。多分、こういう目的が明確な委員会になりますと、かなり専門家の方の意見が、かなり出るということになると思うのですが、ここで、委員の皆さんにお願いしたいのが、特に消費者団体の方とか、あとは自治体の方のご意見をどんどん言っていただきたい。私は専門家じゃないからというような考え方で臨まないでいただきたい。どんどんご発言をいただけるとありがたいと思います。

のちほど、説明があると思いますけれど、この委員会、ひと月にいっぺんですかね、今のところ、事務局が考えておられるのが。ひと月にいっぺんという鬼のような日程で進みますので、私ども委員も少し、しっかりと肝をすえて取り組まないといけないかなと思っております。いずれにしても高知県および県民にとって非常に重要な案件でございますので、皆さん、積極的なご意見そしてご審議、よろしくお願ひしたいと思ひます。そうか、これだ。これ、マイク使わないといけないですね。じゃないと入らないか。

そうしましたら、ここから私のほうで議事を進行してまいりたいと思ひます。まず、この委員会を運営するにあたって、必要な事がございます。それは設置要綱を見ていただくと、第5条の第3項、確か、委員長に関する規定だったと思うのですが、第5条委員長に関する規定があつて、その第3項を見ると、委員長代理を決めるということになってございます。これをです、私、委員長の指名ということになりますので、ちょっと指名をさせていただきたいのですが、指名された方は断らないでいただきたいと思ひます。これは県の様々な委員会等々、あと国土交通省の委員会等々でいろいろご経験を積んでおられる私ども高知大学の理学部門の石川慎吾先生にお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。はい、それでは、そういうことで石川先生、よろしくお願ひします。さて、そうしましたら、ここから具体的な審議に入っていきたいと思ひます。

審議ですが、この資料1ですかね、資料1が中心になると思ひますが、資料1もございませう。そうですね。資料1、1枚めくつていただくと、目次がございまして、ここに1、2、3、4、4つの議題が書いてございませう。それで、これからの審議です、まずI-1つてやつ。これまでの経緯や取り組みについて、というのをまず事務局にご説明いただひて、それから質疑応答したいと思ひます。それで、その次はI-2、新たな管理型最終処分場整備に向けた今後の進め方について、ご説明と審議、3つめですが、II-1とII-2、選定エリアについて、と、公募の実施について、これは今日の審議の中で最も重要な2点でございませう、これにつきましては合わせて事務局にご説明いただひき、その後、各々、議論、審議をしていきたいと思ひますので、皆さんご協力よろ

しく願います。そうしましたら、I-1ですね、これまでの経緯や取り組みについてということで、事務局ご説明をお願いします。

事務局： それでは議題 I-1、これまでの経緯や取り組みについて、ご説明いたします。着席で失礼いたします。こちらの資料 1 の 2 ページをお開きください。

まず、現施設でありますエコサイクルセンター開業までの経緯でございます。この項目につきましては、お手元にお配りしておりますエコサイクルセンターのパンフレット、こちらでございます。この中でもより詳細な経緯が掲載されておりますので、こちらのほうもぜひご参考にしていただければと思います。

この施設の計画は平成元年 9 月の県議会におきまして、増え続ける産業廃棄物の不法投棄に対応するために、公共主導の産業廃棄物処理施設を建設してはどうか、との質問に対しまして、知事が、公共関与の第 3 セクター方式で施設を作る、と答弁したことから始まっております。平成 5 年 8 月には県が日高村の柱谷地区を建設予定地として決定し、村長に正式に協力を要請いたしました。また、平成 6 年 4 月には、施設の整備主体となりました現在の公益財団法人エコサイクル高知が設立されております。その後、建設に要する負担金等の資金協議が続く中、この資料には記載がありませんが、平成 14 年 1 月、財団の理事会が当初考えていた焼却施設の建設を延期して、2 期工事に対応するという計画変更が提案されました。このことについて県議会においても計画変更について審議が行われます中、柱谷下流域や隣接地を含め早急に調査し報告を求める、との意見集約がなされました。

このため、県では当時の部長をチーム長とするプロジェクトチームを発足させ、候補地について比較検討し、平成 14 年 9 月、知事が「隣接地のほう効率的で総合的にも優位性がある。」と表明し、11 月の財団理事会において建設予定地を本村地区の蛇紋岩採石場跡地に最終決定し、基本設計に着手することになりました。日高村では住民による産業廃棄物処理施設の設置に関する住民投票条例の制定を求める動きが起こり、平成 15 年 1 月、村議会で住民投票条例が可決され、同年 10 月には住民投票を実施、賛成が反対を上回り、村長が産業廃棄物処理施設の受入れを表明いたしました。平成 18 年 3 月には、財団の理事会において県と市町村の建設資金の負担割合が決定され、資金協議が整いました。その後、必要な手続きを進め、平成 19 年 9 月には、最終処分場の工事を発注し、平成 23 年 9 月に竣工、翌 10 月に開業したといった経緯をたどっております。

次に 3 ページをご覧ください。エコサイクルセンターの施設内容についてご説明いたします。こちらパンフレットのほうにもいろいろ写真がございますので、その時々でお示しさせていただきます。エコサイクルセンターは大き

く分けまして、管理型最終処分場、医療廃棄物処理施設、浸出水処理施設の3つの施設で構成されております。管理型最終処分場は、幅40メートル、長さ300メートル、深さ10メートルのプール状のコンクリート構造物であり、埋立面積は12,000平方メートル、埋立容量は111,550立方メートルとなっております。このパンフレットの表紙に全景がございます。埋立期間は平成43年までの20年間を想定しておりました。管理型最終処分場の主な受け入れ品目は、燃え殻、ばいじん、建設汚泥を除いた無機性汚泥、鉍さい、廃石綿等、廃石膏ボード、建設混合廃棄物の7品目としております。その他、この施設が立地します日高村と対岸のいの町の一般廃棄物を焼却した燃え殻も受け入れております。

次に、パンフレットの4ページに写真がございます。医療廃棄物処理施設でございます。この医療廃棄物処理施設は、以前、高知市仁井田の高知市環境事業公社の敷地内で高知県医療廃棄物処理センターが行ってございました医療廃棄物の破碎滅菌処理を、医療廃棄物処理センターとこのエコサイクル高知の両財団が合併した関係で、処理装置を日高村に移設して操業しているものでございます。マイクロウェーブ照射により医療廃棄物の滅菌処理を行っております。電子レンジの大型版と考えていただければと思います。

次に、パンフレットの5ページでございます。浸出水処理施設。この浸出水処理施設は、最終処分場から出る汚水を、天然水並みの水質にまで浄化するものでございます。処理方式としましては、海水を淡水化する逆浸透膜を利用して汚水を処理する方式を導入しております。このエコサイクルセンターは、屋根が付いてございます。このため、廃棄物に付着している汚れを洗い流す為には、日常的に散水する必要がございます。散水した水は底面に敷設してある集水管により集められ、浸出水処理施設に通します。ここで、逆浸透膜処理、薬剤処理を経て、放流しても差しつかえないきれいな状態の水に変わりますが、エコサイクルセンターでは、この処理水を施設内で循環させて、散水に利用しております。このように、場内の水を場外に出さない、いわゆるクローズドシステムを採用しております。以上、簡単ではございますが、エコサイクルセンターの施設概要について説明させていただきました。

続きまして、高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想について説明させていただきます。資料1の4ページと5ページ、それと資料2、めくっていただきますとA3の資料が付いておりますが、基本構想の概要版によりご説明をいたします。まず、基本構想の検討にいたった背景についてご説明いたします。冒頭、部長の挨拶の中でも触れましたが、県内で唯一の管理型産業廃棄物最終処分場でありますエコサイクルセンターは、埋立期間を約20年として計画されておりましたが、廃棄物の埋立が計画

を大幅に上回るペースで進行しまして、このペースで埋立が進むと計画よりも約10年早い平成33年度末頃には埋立が終了する状況になりました。ここで資料1の4ページをご覧ください。4ページの図をご覧ください。この青の点線が計画、赤の実線から緑の実線にかけてが、実績と今後の見込みを表しております。計画の約2倍のペースで埋立が進んでいる状況が一目瞭然かと思えます。次、資料1の5ページに移ります。こうした状況のため、県では今後の本県における管理型産業廃棄物の最終処分のあり方について検討のうえ、基本構想を策定することとしまして、高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想検討委員会を設置いたしました。この委員会におきましては、5回の会議を開催し、平成28年12月7日、委員会における検討結果を取りまとめた報告書を県に提出させていただきました。

県では委員会から提出された報告書を踏まえまして、県の考え方をまとめた基本構想案を作成し、その後、意見公募、委員会での審議を経て、平成29年3月に高知県における管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想を策定いたしました。

ここから、基本構想の内容についてのご説明に入らせていただきます。資料2の概要版、1枚めくっていただきまして、左下の第2章から順にご説明させていただきます。第2章、管理型産業廃棄物最終処分量の将来予想について、でございます。今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方の検討するにあたりましては、将来予測をしっかりと行う必要があることから、エコサイクルセンターにおける埋立量の計画値と実績値とがかい離したことを踏まえまして、埋立量がかい離した要因を分析すること、計画時とは異なりすでに管理型最終処分場の利用実績があるため、その利用者が見込む将来排出量をしっかりと把握すること、産業がさらに活性化することやリサイクル技術の動向等、最終処分量が将来に変動する可能性を様々な観点から検討すること。この3点が重要であるとして将来予測を行いました。1、エコサイクルセンターの埋立計画値と埋立実績値とのかい離要因の確認では、そのかい離した要因を右下の青い囲みの中に4点あげております。

次に資料の右側に移りまして、2、将来予測の手順でございます。こちらは図3にありますように利用者アンケートを実施するとともに変動要因を検討して将来予測を行いました。利用者アンケートの結果から推計した排出見込量に日高村といの町の一般廃棄物の燃え殻の排出見込量を加えた3の基本ケース、その基本ケースの推計結果に、本県の第3期産業振興計画の取り組みによる影響、およびエコサイクルセンターで受入量の多い鉱さいや廃石膏ボード等の動向を考慮した4の最大ケース、基本ケースの推計結果に、エコサイクルセンターの延命化策の影響およびリサイクル技術の動向を考慮した5

の最小ケース、これら3つのケースを設定しまして将来予測を行いました。なお、6の関連法の改正等の動向については、今のところ、大きな影響を与える動きはございません。次の7、エコサイクルセンターの埋立終了時期の見通しでは、検討しました基本ケース、最大ケース、最小ケース、それぞれによる埋立終了時期の見通しを図4に示しております。この結果、平成34年9月から平成36年8月まで、変動期間1年11カ月の範囲で埋立が終了する見通しとなっております。

また、図の下の囲みにございますように、関連法の改正等やリサイクル技術の進展の動向は、将来の埋立見込量に大きく影響を与えることから、今後も注視していくこと、将来的に産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進を図るために、石膏ボードを県外に搬出してリサイクルに回すことや産業廃棄物税の導入の可能性についても引き続き検討することとしております。めくっていただきまして、2枚目をお願いします。8、管理型産業廃棄物最終処分量の将来予測でございます。エコサイクルセンターの埋立終了後の将来予測につきまして、推計しております。なお、最小ケースは廃石膏ボードの県外でのリサイクルが実現できたと仮定したものであり、仮に実現できたとしても不確定要素が多いことから、埋立量が落ち着いてきた平成26、27年度の平均埋立実績で推移する実績平均ケースを追加しまして、4つのケースで将来予測結果を表7に表しております。この結果をグラフ化したものを資料右側の図5に示しておりますが、施設規模と関係いたしますので、のちほど説明させていただきます。

次に、第3章、管理型産業廃棄物最終処分の方角性でございます。1、管理型最終処分場の必要性の検討、および、2、管理型最終処分場の整備手法の検討につきましては、エコサイクルセンターの埋立が終了した後も、引き続き管理型産業廃棄物の適正な処理を行うとともに、県内事業者の安定した経済活動を下支えしていくために、県内に新たな管理型最終処分場を整備する必要があるとしております。下の茶色の囲みにございますように、新たな施設を整備する際には環境への影響に配慮しますとともに、積極的に県民の皆様に施設の構造、安全対策等について丁寧な説明を行い、理解が得られる施設となるよう努めることとしております。また、民間による管理型最終処分場の整備が極めて困難であることや、県内事業者等からは公共関与による信頼性や継続性が強く望まれていることなどから、新たな施設は公共関与の手法による整備を進めていくこととしました。なお、公共関与による整備・運営の主体につきましては、今後具体的に検討してまいります。

次に、第4章、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設規模でございます。1、中間処理施設の併設の検討では、焼却施設や灰溶融施設等の併設の可

能性について検討し、青い囲みの中に書いております理由により、新たな施設に中間処理施設は併設しないこととしました。

次に、2、災害廃棄物への対応の検討です。本県では、南海トラフ地震により発生が見込まれます災害廃棄物の処理が重要な課題となっておりますことから、新たな施設の規模に災害廃棄物の受け入れを反映するかいなかについて検討し、県が想定している最終処分の検討が必要な災害廃棄物が L1 で約 190 万立方メートル、L2 で約 780 万立方メートル、発生する見込みとなっております。災害廃棄物の受け入れを考慮した大規模な施設を整備することは現実的ではないことから、災害廃棄物の受け入れは、新たな施設の規模に考慮しないこととしております。

なお、ここに記載はしておりませんが、大規模な災害が発生した時の災害廃棄物の受け入れにつきましては、その時点での新たな施設の残余容量等も考慮したうえで、総合的に判断することとしております。

資料右側に移りまして、3、施設規模の検討でございます。新たな施設の埋立期間および埋立容量について検討いたしました。都道府県調査の結果から、全国の公共関与の管理型最終処分場の埋立期間は、15 年から 20 年間で整備されている事例が最も多かったこと、また、エコサイクルセンターの計画していた埋立期間も 20 年間であったことから、20 年間で適当であるとしてきました。また、埋立容量につきましては、候補地選定の選択肢を広げることや、将来的なリサイクルの推進による最終処分量の減少を考えますと、幅を持って設定することが適当であるとの考え方から、図 5 にございますように、最大ケース、基本ケース、実績平均ケース、および、最小ケースの 4 つのケースを設定いたしました。しかしながら、最小ケースの 14 万立方メートルは、廃石膏ボードの県外でのリサイクルが実現できたと仮定したものでありまして、仮に実現したとしても、不確定要素が多いことから、新たな施設の埋立期間は 20 年間、埋立容量は 17 万立方メートルから 23 万立方メートルまでとする、としております。なお、図 5 の下の囲みにありますように、今後、廃石膏ボードの排出量等の推移やリサイクル技術の動向等を注視していき、産業廃棄物の排出抑止、リサイクル等の方針を整理し、精査した上で最終的な埋立容量を決定することとしております。

第 5 章、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設構成について、でございます。1、オープン型処分場と被覆型処分場の検討について、本県は降雨量が多いことから、オープン型とした場合には、大規模な浸出水処理施設が必要で経費が高額となり、屋根の建設費用を差し引いても、被覆型に比べて経済的な優位性が見込めないこと、被覆型とした場合は廃棄物の飛散防止、悪臭の発散防止が図られ、周辺環境に配慮した施設になることから、新たな施設は被覆

型処分場とすることとしております。2、処理水の放流方法の検討では、放流方法は、無放流、下水道放流、公共用水域への放流の3つが考えられますが、下水道放流は災害により被災した場合に放流が困難になることが懸念されること、公共用水域への放流は、利水補償等から長期間の調整が必要となる場合があると考えられることから、新たな施設は無放流とすることとしております。

なお、下の囲みにありますように、昨年エコサイクルセンターで発生しました発煙事象の原因究明や再発防止策、ならびに埋立終了後および廃止後も含めた維持管理方法につきましては、十分検討することが重要であると考えております。

最後に第6章、候補地選定手法でございます。検討委員会からは、候補地選定にあたって、必要となる調査や資料作成には、膨大な情報処理や地形等の条件を専門的に判断する知識、技術力等が求められている、エコサイクルセンターの埋立終了時期がせまる中、短期間で確実な手法による選定が必要になる、選定過程の透明性や客観性を確保することが重要である、との報告をいただきました。県としましては、この報告を踏まえて、コンサルタントの専門的な知識、技術力を活用して期間短縮を図ること、有識者等を構成メンバーとする委員会により候補地を絞り込み、最終的には市町村等への説明をしっかりと行い地元合意を図ったうえで、廃棄物行政を推進する県が決定することといたしました。本委員会は、この第6章を根拠に設置させていただいたものでございます。長くなりましたが、以上で説明を終わります。ありがとうございます。

委員長： はい、ありがとうございました。そうしましたら、このあり方に関する基本構想に関する質疑応答に入っていきたいと思えます。いかがでしょうか。私どもの委員会、この基本構想の結論に基づいてその先を議論するということで、あまり基本構想に文句を言っても仕方がないのかもしれませんが、今一度、復習をしておいたほうがいいのかと思います。いかがでしょうか。

委員： 県や市が定められているだろう廃棄物整備計画、もしくは地域計画との関連性というのはどうなのですか。

委員長： はい、お願いします。

事務局： 県の廃棄物処理計画でございますけれども、この中でも廃棄物処理、ごめんなさい、最終処分場の規定につきましては、位置づけをさせていただきます。はい。

委員： それと今回のこの、

委員長： マイク、マイク。

委員： それは上位計画と思ってよろしいですか。

委員長： はい、お願いします。

事務局： 私どもの高知県内での 28 年度から 5 年間の計画の中で、こういうこと、状況がこうなっているということで、整備を進めていくというような主旨の記載を入れてございます。

委員： ありがとうございます、はい。

委員長： よろしいですか。はい。他いかがでしょう。マイクをお願いします。

委員： 埋立期間が 20 年ということで。

委員長： マイクを。

委員： 埋立期間が 20 年ということですが、理由として全国の公共関与施設は 15 年から 20 年間で整備されている事例が最も多いということですがけれども、これは、どういう理由で 15 年、20 年の事象が多いのですか。

委員長： はい、お願いします。

事務局： おそらくなのですが、施設を整備する上での費用対効果とかいうところでいくと、だいたい 15 年から 20 年程度の幅のほうが、一番バランスが良くなるからではないのかなというのは想像なのですがけれども、そのように思います、はい。

委員： 大きな立地があればちょっとセグメントで少し大きく作ったほうが、費用対効果が良くなるかなと単純に思ったのですが、そうではないのですね。

委員長： はい、お願いします。

事務局： 確かに他県では、ここ最近、公共関与で熊本とか鹿児島とか非常に大きな容量のものが設置をされております。ただ、そういうところは排出量のほうもそれだけ多い状況でございまして、高知県の場合は他県と比べますと、産廃排出量もそれほど多くないというふうな実態も考慮して、私どもも 20 年程度がいいのではないかとこのように考えて記載をしています。

委員長： よろしいですか。他いかがでしょう。そうしたら、ちょっと私からひとつ、この資料 2 の将来予測を昨年度の委員会ですでにされているのですが、この最小ケースというやつは、例えば、高知県、これから人口減少が予想されます、というか、人口減少します。これから 15 年から 20 年の間にも人口が減少すると。人口の減少にともなって、産業の収縮ということも想定されると、そういうこともやっぱりこの中ではシミュレーションしているのでしょうか。

事務局： はい、今、委員長、ご指摘のようにそうした要素も加味してございます。一方で廃石膏ボードにつきましては、今後とも排出量の増大というのは全国的にも見込まれております。というのは、古い時代というのでしょうか、に建てられた建物がこれから解体を迎えていくということになりますと、建材として使われておりました廃石膏ボードというのが、これからも相当排出されるのではないかとこのようにいわれているようなところでございます。

委員長： 分かりました。そうすると、経済自体は、経済のパイ自体は小さくなくても、

廃棄物は増えるでしょうというのが、一般的な考え方ということになるのですかね。一般的な考え方というか、はい。

事務局： 排出量自体は経済の活動にともないまして、活動が大きくなれば、当然、増大するというふうなことが通常でございます。ただ、その石膏ボードにつきましては、そうした事情がございますので、必ずしも経済活動とリンクしていく話ではないのかなというふうなところを考えてございます。

委員長： はい、分かりました。大事なところは、これ経済の先生と議論している時にちょっと話聞いたのですが、やっぱり人口減少する、収縮するということは、必ずこういう将来予測は考えなければいけないよということですので、これあまり面白い話ではないのですが、やっぱりそれはやっぱりちゃんと考えましたよということですよ。はい、分かりました。他、いかがでしょうか。

委員： 第2章のかい離要因で鉱さいが、想定外の鉱さいと廃石膏ボードが、処分方法が変更されたとありますよね。この今回の処分場についてはこのそういう変更後の状況がずっと続くと想定して考えているということですか。

事務局： 第2章のこの一番下のところで、お話がありました、かい離要因でございますけれども、もともと廃掃法の施行が昭和45、6年だと思っておりますけれども、その以前に法の規制の対象とならないようなことでの埋立処理がされていたものが、建設工事にともないまして掘り出されてしまって、それ、掘り出されたら廃棄物として処理するしかないだろうということで、これは一時的な要因でございますし、石膏ボードにつきましても、硫化水素ガスの発生によりまして、それまでは安定型で埋立処理して良かったものが、やはり嫌気性での発生がしやすいということで、より好気性の埋立である管理型の方を選ぶべきではないかとかいうような話もございまして、埋立方法が変わってきたというふうなことがございます。

委員： あと、もうひとつ、鉱さいを例えば有効活用して減らしていくとかいうことは考えられないのでしょうか。

事務局： もちろん、ただ出てきたものすべて埋立処理するというのではなくて、例えば、石膏ボードにしてもそうですし、鉱さい、これがエコサイクルセンターでも非常に埋立量の割合が多い物でございますので、こうしたものにつきましては、単純に埋立処分するだけじゃなくて、そういうふうなリサイクルの観点も合わせて検討していきながら、産出される量を少しでも減らしていくというふうなことはちょっと取り組んでいかないと、というふうには考えております。

委員： リサイクルとかでいろいろ有効活用しても、これくらいは処分しないといけないということで、今の計画を立てておると、そういうイメージですかね。

事務局： 実状といたしまして、今現在、高知県内では例えば廃石膏ボードでありまし

たら、なかなかリサイクルできる環境が整ってございませんので、県外ではそういった施設もあるとお聞きしておりますけれども、そうしたところでの利用をどうやったら増やしていけるのかというふうなことも検討、研究していく必要はあると思っております。

委員： はい、分かりました。ありがとうございました。

委員長： はい、いずれにしてもこの将来予測、今の委員のお話も将来予測に関係するのですが、これがフィックスしたものではないと。減ることも考えなければいけないよということなのですが、私どもの使命で、そこから先ですので、とりあえず、これはこれとして、今後、県にはご努力をいただくということでお願いしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

そうしましたら、次の議題に入っていきたいと思っております。資料でいうと、資料1の今、5ページまでいったので、その次の6ページですね。7ページからか。1-2の新たな管理型最終処分場整備に向けた今後の進め方についてということで、私ども委員会の主なる主務に関連するところでございます。そうしましたら事務局、ご説明をお願いします。

事務局： それでは、ここからは私のほうが説明させていただきます。座って説明させていただきます。はい。お手元の資料1の7ページをお開きください。こちらのほうが現時点での新たな管理型最終処分場の整備に関する想定スケジュールでございます。別資料の資料2の基本構想の概要版の中で図の4ではエコサイクルセンターの埋立終了時期の見通しが最大ケースの平成34年9月から最小ケースの平成36年8月までということになっておりますので、この時期までに建設工事が完了しているということを前提にしたスケジュールを組んでおります。本年度、平成29年度の候補地選定後、測量、地質調査、それから基本設計、実施設計、環境アセスメント、用地調査、用地買収、建設工事というふうに段階的に進めていくということを想定してございます。

次の8ページをお開きください。こちらのほうは2としまして候補地選定のスケジュールとしまして、今年、平成29年度のスケジュールをお示ししてございます。本日、この第1回目の委員会を経まして、先ほどもお話がございましたように7月から11月にかけて4回、合わせまして5回の委員会の開催の後に、複数箇所の候補地に絞り込みをいただきましたうえで、報告書ということでまとめていただきたいというふうに考えてございます。その後、私どものほうで地元の説明会の開催を行い、また地元住民の皆さま、市町村のご了解をいただいた上で、建設予定地の決定をするというふうな流れで考えてございます。なお、第3回目の一次調査対象地選定結果によりましては、委員会の開催について追加も含めて、ご相談をさせていただく必要が出てくる場合もあるかと考えます。

次の9ページをお願いいたします。3、候補地選定手法の概要のまずアとして、候補地選定にあたっての基本的な考え方につきましてご説明をいたします。候補地選定作業につきましては、公益社団法人全国都市清掃会議が発行し、最終処分場の施設整備事業に係ります多くの関係者の皆さまの手引書として活用されております、『廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版』に示されております手法によることといたしました。皆さまのお手元のほうに、右肩に資料3と書きました、この『計画・設計・管理要領2010改訂版』の抜粋をお配りしておりますので、こちらのほうをご覧くださいと思います。1ページおめくりいただきまして、2ページから5ページにかけて候補地選定の考え方が記載されております。5ページの下の方から2の3の2ということで、候補地選定のプロセスが書かれてあります。そこに、選定の手法といたしまして、ちょっと読みあげさせていただきますけれども、3つございます。①公有地等では立地条件の良い場所を選定し、行政で最終候補地を決める場合、②行政で一次選定した複数候補地より比較し、経済性や環境条件等から候補地を絞り、行政で最終候補地を決める場合、③委員会、コンサルタント等に候補地の選定が委託され、あるいは行政自らが行政区内の適地エリアから順次、候補地を絞り込み、複数候補地から用地取得の難易性等により行政が最終候補地を決める場合。こうしたパターンが例示されているところがございます、今回、私どもは委員会による候補地の絞り込みという方法を取り入れるところがございます。

この方法につきましては、その下の行にも書いてございますように、積極的な情報公開という観点から望ましい方法であるというふうにされておるところでございます。6ページの図の2の3の2で候補地選定の手順例、これが記載されております。この内容に具体的なものを追加をしたものを資料1の9ページ、これの中ほどに候補地選定を示しております。この手法によりまして進めてまいります。

合わせまして、他県、具体的には9ページの②でございますけれども、岩手県とか熊本県、沖縄県、こうした本県と同様の委員会において候補地選定作業を行いました3県の手法も参考にいたします。この3県の手法、作業につきましては、お手元のほうに資料4ということで参考までに配布をさせていただいております。

次の資料1の10ページをお願いいたします。イの候補地選定手法のフロー図をお示しをしております。本日の第1回の委員会におきましては、選定エリアの設定条件についてご議論、ご検討をお願いしたいと思います。また、のちほどご説明をさせていただきますけれども、公募による募集を実施するかどうかについても併せてご検討いただきたいと思いますと考えておりますので、どうぞ

よろしくお願いをします。本日の委員会終了後、本日ご決定いただきました設定条件、これに基づきましてエリア選定作業を行いまして、次回7月に予定をしております第2回の委員会にご報告させていただきますので、その選定の内容の妥当であるかどうかについて、ご確認をいただきますようお願いいたします。また、第2回の委員会におきましては、一次スクリーニングの実施のための項目についてもご議論をいただきたいと考えております。第2回委員会終了後、第3回委員会でお願ひする一次スクリーニングのために必要と思われる資料等を我々事務局のほうで準備をいたします。その資料等を9月上旬に開催を予定しております第3回委員会にご報告をさせていただきますので、一次スクリーニングの作業をお願いしたいと思います。また、あわせて二次スクリーニング実施のための項目についてもご議論をいただきたいと考えております。なお、公募を実施するということになりましたら、第3回委員会でご報告の実施結果もご報告をさせていただきますと考えております。第3回の委員会の終了後、第4回委員会でお願ひをします二次スクリーニングのため必要と思われる資料等を準備、作成をいたします。

この際、公募を実施することになり公募による応募箇所がありましたら、第4回委員会でご報告の応募箇所、公募による応募箇所の選定エリアの設定条件、一次スクリーニングおよび二次スクリーニングを実施するために必要と思われる資料等も準備、作成をいたします。その資料等を10月中旬に予定をしております第4回の委員会にご報告させていただきますので、二次スクリーニングの作業をお願いします。また三次スクリーニング実施のための項目につきましても、ご議論をいただきたいというふうに考えております。その後、第4回委員会終了後、事務局におきまして、絞り込んでいただきました箇所を実際、現地踏査をして、概略の施設計画案ですとか概算の事業費を算定する、あわせて三次スクリーニングによる絞り込み作業に必要と思われる資料等、準備、作成いたします。こうした流れで絞り込み作業を進めていただきまして、最終的には、すみません、その資料を11月下旬に予定をしております第5回委員会にご報告させていただきますので、三次スクリーニングの作業をお願いします。こうした流れで絞り込み作業を進めていただきまして、最終的には報告書としてまとめていただくようお願いをします。この報告書、提出していただきました後には、公表するというふうにご覧いただけます。

次の11ページで、ウ、候補地選定のイメージでございますけれども、この10ページでご説明した内容をイメージ図化したものでございます。次の12ページをお願いいたします。エ、選定エリアの設定条件およびスクリーニング項目の例を挙げてみました。左上の選定エリアの設定条件は本日、第1回の委

員会でご議論をしていただく内容を例示をしたものです。詳細は次の13ページ以降で説明をさせていただきますが、最終処分場の建設が基本的に困難な法規制区域等を整理して除外しようとするものです。右のほうに進んでいただきますと一次、二次スクリーニング項目を例示しております。第2回委員会、第3回委員会で内容を検討いただくことを考えてございます。それから、下、左のほうに進んでいただきますと、三次スクリーニングの評価項目を例示してございます。候補地を具体的に評価してランク付けをしていく必要が出てまいりますので、第4回委員会で内容を検討していただくというふうに考えてございます。以上、ご説明しました内容で、候補地を選定するための委員会を開催をしていただき、絞り込み作業を行っていきたいというふうに考えておりますので、委員の皆さま、どうぞよろしくお願いをいたします。以上でございます。

委員長： はい、ありがとうございました。そうしましたら、今の進め方についての質疑応答に入っていきたいと思えます。いかがでしょうか。ちょっと私、委員長のほうからまず1点か2点、確認させていただきたいことがございます。今のご説明をお聞きしていると、例えば、主に10ページですかね、私ども委員会のやる作業というのが9ページ、10ページを見たらいいと思うのですが、この候補地の選定の作業というのは基本的にはあまり難しい調査を行わずに、何というのかな、机上の調査、机上の調査っておかしいですね、今ある資料をもとに机上で選定するという方向で行うと理解してよろしいでしょうか。はい、お願いします。

事務局： はい、委員長のほうのご指摘ございましたように、いろんな条件、既存の文献とか、条件をお示しして、そうした条件に合うものあるいは外れるものを順番に削ぎ落しておくというのでしょうか、絞り込んでいくというふうなことで、現地での作業とかということは、基本的には考えてございません。ただ、先ほど説明しましたように、ある程度の絞り込みになりますと現地調査を私どものほうでも行って、それをまたお示しさせていただくというふうな作業は一部、出てまいりますけれども、基本的には既存文献での、利用しての絞り込みというふうに考えてございます。

委員長： はい、ありがとうございました。基本的にそういう机上での資料調査による絞り込みの作業をするという方向でございます。他、何か、質問、ご意見ございますでしょうか。じゃあ、お願いします。マイクを。

委員： この他県のという9ページの2番目ですね、他県の公共関与による資料を付けてくださっておりますが、まだこれを読んでおりませんので分かりませんが、岩手県が同じように、本県と同じく2施設目ということで、とてもこれをどのように選定したか、私どもも最初、ずいぶんかかっていますけれど

ども、日高選定に。今回はそのエコサイクルセンターの実績から見て、早くないかなと、岩手県がどうなったのかなというのが今ございます。そんなところでやはり私たち生活者とか消費者としての立場としては、物理的、現実的には専門家の方にお任せしても、心情的な面ですね、その必要性ですとか、それから安全性とか、そういうところできちっと出していただくことが候補地選定につながっていくのじゃないかなと思って、これからそのような目で取り組んでいきたいと思っております。

委員長： はい、ぜひ積極的にお願いしたいと思えます。数字では評価できないところ、非常に重要だと思えますので、専門家の先生も含めて、そういう心情的なところもご考慮いただければありがたいと思えます。はい。じゃあお願いします。

事務局： ただ今、委員のほうから岩手県のお話、出ましたけれども、資料4で、1ページおめくりいただきますと、岩手県の候補地選定結果の報告書の概要ということでまとめたものがございまして、その左の下のほうご覧いただきますと、やはり選定委員会を平成25年6月に設置をいたしまして、段階的に絞り込んでいって、最終の5カ所を絞り込ませていくというふうなことで、私も、このような流れを考えましたところでございます。はい。

委員長： はい、ありがとうございます。他、いかがでしょうか。はい、じゃあ、マイクをお願いします。

委員： 公募を実施するということなのですが、これは他県で公募を実施して、応募をしてきた例というのはございますか。

事務局： 公募の実施もこれからこの後、またご説明させていただきますので、ご議論していただくところでございますけれども、実際、公募を実施しているところはございます。はい。今、お話しにありましたようなところを、そうしたところを、公募の中から結果的に選ばれたようなところもございます。はい。

委員長： いかがですか。

委員： はい、ありがとうございます。さっき、委員のほうからもありましたように前回の日高村は私も委員やっていたのですが、住民投票までいってしまっていて、かなり住民の対立があつて、ああいう悲劇が繰り返されないことを祈っています。

委員長： はい、分かりました。公募についてはのちほどまた議論をいたしますので、またその時にご意見をいただければありがたいと思えます。いずれにしても貴重なご意見でございました。他いかがでしょうか。はい、そうしましたら、ここでいったん休憩に入りまして、その後、今日の核心部である2つの選定エリアおよび公募の実施についてという議論を、審議をいたしたいと思えます。そうしましたら10分間、私の時計だとちょうど今、15時10分、30秒前なのですが、ですから15時20分、30秒前から再開したいと思います。じゃ

あ休憩に入ります。

委員長： そうしましたら再開したいと思いますですがよろしいでしょうか。そうしましたら再開いたします。まず先ほどお話したように、目次、この資料1の目次でいうとⅡ－1の選定エリアについて（案）というものと、あと併せてⅡ－2公募の実施について（案）というもの、これお互い関連しますので、これを一気に事務局にご説明いただくと。その後、選定エリアについてと公募の実施について、別々に審議をしていくという形で審議を進めていきたいと思えます。そうしましたら資料1の13ページから、選定エリアについてということで、事務局ご説明をお願いします。

事務局： はい、それではⅡ－1の選定エリアについて（案）ということで、私のほうから説明をさせていただきます。資料14ページをお願いいたします。

1番、除外区域でございます。約71万ヘクタールといわれております高知県の面積の中から、新しい施設の広報地を選定する第1ステップとしまして、面的な広がりをもつ選定エリアを抽出することといたしまして、まず、そのエリアから除外する、除く区域を検討するということを考えました。その方法といたしまして1番目に『計画・設計・管理要領』において示されております最終処分場の立地にあたり法令上の規制を受ける区域ですとか、2としまして防災の観点から避ける区域、3としまして土地利用の観点から避けるべき区域、こういったものを除外するということを考えました。具体的にはお手元の配布してございます資料の5がでございます。法規制区域等一覧表という表紙を付けてございますけれども、こちらをお開きいただきながら、資料1と併せてご覧いただけたらと思えます。

まず、1番目の『計画・設計・管理要領』における処分場の建設が基本的に困難な法規制区域等についてご説明いたします。順番にいきます。

まず自然公園法というのを挙げてございます。優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の推進を図ることにより、国民の保健、休養、教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与するというのをこの自然公園法、目的としておりまして、その20条で規定をされております特別地域というのがございますけれども、この特別地域では国立公園というのは環境大臣、国定公園というのは都道府県知事の許可を受けなければ、工作物の新築等の開発行為をしてはいけないということになっております。

また、この公園の景観を維持するために、特に必要がある時は、公園計画に基づき特別地域内に特別保護地区を指定できるということになっておりまして、この特別保護地区内におきましても、特別地域と同様に許可を受けなければ、開発行為はできないというようなことになっております。こういう規制でござ

ざいます。

その次の自然公園条例ということで、県の自然公園条例で規定されております県立自然公園におきましては、自然公園の風致、自然の風景等の趣きといましようか、そうしたものを維持するために、特別地域を指定することができることになっておりまして、この指定を受けました区域の中では県知事の許可を受けなければ、工作物の新築等の開発等の行為ができないということになっております。

また、自然公園内の特別地域に含まれない普通地域の中では、一定の基準を超えて工作物の新築等の行為をしようとする場合には、知事に事前に届出が必要になっております。自然公園の風景を保護するために必要があると認められる場合には、そのような行為を禁止し、もしくは制限、または必要な措置をとるべき旨を命ずることができるというふうになっております。

次の自然環境保全法でございます。こちらは自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保、その他自然環境の適正な保全を総合的に推進することによりまして、自然環境の恵みを受けるとともに、将来に継承できるようにすることを目的とした法律でございます。この法律では、自然的社会的条件からみまして、自然環境を保全することが特に必要な地域を自然環境保全地域として指定できることになっておりまして、この自然環境保全地域に関する保全計画に基づき指定されました特別地区内では、建築物その他の工作物等の新築等の行為は環境大臣の許可を受けなければしてはならないというふうになっております。

次の県の自然環境保全条例においては、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域に準ずる区域でありまして、一定の条件を満たす区域を高知県自然環境保全地域として指定できることになっております。この県自然環境保全地域における自然環境の保全のために規制または事業に関し定める県自然環境保全地域に関する保全計画に基づきまして、その区域内に特別地区を指定できることになっておりまして、この特別地区内では知事の許可を受けなければ、工作物等の新築等の行為をしてはならないというふうになっております。

次、鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法律でございます。この法律は鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化を図りまして、生物の多様性の確保ですとか生活環境の保全、農林水産業の健全な発展への寄与を通じまして、自然環境の恵みを享受できる国民生活の確保、地域社会の健全な発展につながることを目的としております。この法律で環境大臣または都道府県知事が鳥獣の保護のために特に必要があると認める時には、鳥獣保護区を指定することができることになっております。さらに鳥獣保護区の区

域内で特に必要があると認める区域を、特別保護地区として指定できるようになっております。この特別保護地区内では環境大臣または都道府県知事の許可を受けなければ、建築物その他の工作物の新築等はしてはならないとされております。

次の森林法でございます。この森林法では、国が森林所有者である森林および国有林野の管理経営に関する法律に規定する分収林である森林を国有林といいまして、国有林以外の森林を民有林というとしてされております。このうち国有林野については、国有林野の管理経営に関する法律の規定によりまして、貸付けですとか売払い等に一定の制限がかけられているというふうな状況でございます。また、森林法の 25 条におきまして、水源のかん養、土砂の流出防備、土砂の崩壊の防備、風害・水害・干害・雪害等の防備等の目的を達成するために必要がある時は森林を保安林として指定できるということとされておりました。この保安林では都道府県知事の許可を受けなければ立木の伐採等をしてはいけないこととされております。

次の文化財保護法でございますけれども、遺跡等のうち歴史上または学術上、評価の高いものですとか、名勝地等のうち芸術上または鑑賞上の価値の高いもの、動植物、地質鉱物で学術上評価が高いものが記念物とされておりました。この記念物のうち重要なものを史跡、名勝または天然記念物として文部科学大臣が指定することができることとされております。また貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地、つまり周知の文化財包蔵地を土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で発掘しようとする場合には、その 30 日前までに文化庁長官に届け出なければならないとされております。さらに周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で評価の高い伝統的建造物群のうち、市町村の申し出に基づき、わが国にとってその価値が特に高いとした、選定された重要伝統的建造物群保存地区があります。こうした地域は除外することが必要であるというふうに考えられます。

その他、条例といたしまして、保存樹木、保存樹林についてです。都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律という法律がございます。この 2 条では市町村長は都市計画法の規定により指定された都市計画区域内において、美観風致を維持するため必要があると認められる時は、保存樹木または保存樹林として指定することができることと規定されておりますので、これを受けまして、高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例によりまして、市町が美観風致または良好な環境を確保するため、保護すべき樹木、または樹木の集団を保存樹木または保存樹林として指定できるとしております。こうした保存樹木等の所有者は、伐採等を行場合には、30 日前までに届出が必要

とされており、届出があった場合に市町が当該保存樹木等の保存のために必要があると認める時には、届出者に対して保全の必要な限度において、行為の中止等を勧告することができることになっております。

以上のように、国の許可を要するものですか、開発規制の解除にあたりまして都道府県知事の許可を要するものなど、こうしたものを法規制等の理由から最終処分場の立地が困難と思われる区域として整理をしたところでございます。

次に2番目、防災の観点から除外するべきだと考えられる区域についてご説明をいたします。

まず地すべり防止区域です。地すべり等防止法では、地すべりとは土地の一部が地下水等に起因してすべる現象またはこれにともなって移動する現象と定義をしております。地すべりしている区域、または地すべりするおそれが極めて大きい区域を地すべり区域といたしまして、この地すべり区域および地すべり区域に隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、もしくは誘発、または助長し、もしくは誘発する恐れのある極めて大きい区域を総称して地すべり地域としておりまして、地すべり地域のうちで公共の利害に密接に関連するもの、これを地すべり防止区域として主務大臣が指定することができることになっております。この地すべり防止区域は、都道府県知事が管理をしておりますので、この区域内で、のり切や切土、ため池や用排水路等の新築等を行う際には、都道府県知事の許可が必要になります。

次の砂防指定地です。砂防法では、砂防設備を要する土地、または治水上砂防のために一定の行為を禁止または制限すべき土地は国土交通大臣が指定することとなっており、この土地のことは砂防指定地と呼ばれています。この砂防指定地においては、治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限することができることになっており、高知県砂防指定地管理条例の第4条におきまして、砂防指定地に施設または工作物の新築等、立竹木の伐採等の行為をしようとする者は知事の許可を受けなければならないとされております。

次の急傾斜地崩壊危険区域です。急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律では、傾斜度が30度以上である土地を急傾斜地と定義をしております。崩壊する恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生じる恐れのあるもの、およびこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、または誘発される恐れがないようにするため、のり切、切土、掘さくまたは盛土等の行為が行われることを制限する必要がある土地の区域を、都道府県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定することができることになっております。そのため、急傾斜地崩壊危険区域内でのり切、切土、掘さくまたは盛土等の行為は都道府県知事の許可を受けなければできな

いことになっています。

次の土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域です。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律では、土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項等を、国土交通大臣が土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針として定めなければならないと規定されています。都道府県知事はこの基本方針に基づきまして、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、当該区域におけます土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として定める基準に該当するものを土砂災害警戒区域として指定できるようになっております。また、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限または居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として基準に該当するものを土砂災害特別警戒区域として指定することができますということになっております。この土砂災害警戒区域では、警戒避難体制等を整備することが必要になっており、土砂災害特別警戒区域内においては、住宅、社会福祉施設、学校、医療施設の開発行為をする場合は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならないということになっております。

次の河川区域、1級河川、2級河川です。河川法は、河川について洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、および河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的としています。河川法では、河川とは国土交通大臣が指定をします1級河川と都道府県知事が指定をします2級河川をいうとされております。また、河川区域とは、公共用物である河川の流水が継続して存する土地等の区域、河川管理施設の敷地である土地の区域等とされております。この河川区域内で、土地の占用、土砂等の採取、工作物の新築等、土地の掘削等をしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならないと規定をされています。

次の津波浸水想定区域（L2）です。平成24年12月に高知県が、当時の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの震度分布、津波浸水予測を推計し、公表したものでございます。高知県沿岸で最大津波高が発生する6ケースにより推計したものでございまして、四国沖から九州沖に大すべり域と超大すべり域を設置をしました。ケース5の場合では、津波による浸水面積は17,974ヘクタールになるとされております。活断層から1キロメートルの範囲につきましては、お手元の資料3にございます、『廃棄物最終処分場整備

の計画・設計・管理要領 2010 改訂版』抜粋でございますけれども、この資料 3 の一番最後のページ、7 ページをご覧くださいと思います。7 ページの上の表でございます、表 2 の 3 の 2 の環境特性というのが真ん中の項目でございますけれども、その環境特性の一番上の地質の評価基準に指定されておりますように、候補地周辺 1 キロメートル以内に活断層がないということが、いずれのランクでも評価をされておりますことから、この条件を採用するというふうにいたしました。以上が防災の観点上による区域の説明でございます。

次に③土地利用の観点からの区域についてご説明をいたします。

まず、用途地域です。都市計画法は、都市計画の内容およびその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定め、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としております。用途地域とは、都市を住宅地、商業地、工業地等に区分し、第 1 種低層住居専用地域ですとか、第 2 種低層住居専用地域等 12 種類の地域としたものでございます。

次に、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるという時は、都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができるとされております。市街化区域は、すでに市街地を形成している区域およびおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域、市街化調整区域は市街化を抑制する区域とされております。

最後に農用地区域でございます。農業振興地域の整備に関する法律では、耕作の目的または主として耕作もしくは養畜の業務のための採草、草を採ることなのですけれども、採草もしくは家畜の放牧の目的に供される土地を農用地というたされております。農林水産大臣は農用地等の確保等に関する基本指針を定め、都道府県知事はこの基本方針に基づき農業振興地域の指定および農業振興地域整備計画策定に関し農業振興地域整備基本方針を定め、市町村は農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならないとされております。この農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域を農用地区域として定めるものとされており、この区域内における開発行為は、都道府県知事または市町村長の許可が必要となります。

以上のような土地利用の区分がなされている地域は、除外することが適当であると考えています。除外区域の考え方につきましては以上でございます。

委員長： 続いてお願いします。

事務局： はい。続きまして資料の 15 ページをご説明いたします。ここからはⅡ、選定エリアについて検討していただきます。高知県内での産業廃棄物の排出量

について、県が平成 27 年度に実施をしました平成 26 年度の産業廃棄物実態調査によりますと、県内を 6 ブロックに区分けしました地域のうち、中央東部ブロック、中央中部ブロック、中央西部ブロックの県中央部の 3 ブロックからの排出量の合計が、県全体の排出量の約 76%を占めておりました。また、現在、エコサイクルセンターを利用している排出事業者 214 者のうち年間 100 トン以上を搬入している事業者は 25 者ございまして、そのうちの 22 者までが県中央部に所在しているということでございます。この 22 者で全搬入量の約 84%を占めているという状況でございます。

次の資料 16 ページをお願いします。ここでは、まず、廃棄物の埋立処分場までの運搬時間を検討することといたします。廃棄物の排出場所から処分場まで運搬する際の効率性を考えた場合、半日単位で終了することができれば、時間が有効に活用できるものというふうに考えました。そのため、排出場所での車両への積み込み時間を約 30 分間、処分場に到着してマニフェストの交付、それから秤量、廃棄物の荷下ろし、後計量、車両の洗浄等に約 60 分程度、排出場所に帰りましてから片付けに約 30 分を要するとした場合、あわせて約 2 時間程度が所要されるということになります。半日の 4 時間からこの 2 時間を差し引きますと 2 時間となりますので、片道 1 時間までで収めることができれば、効率よく運搬ができるものというふうに考えました。ちなみに現行のエコサイクルセンターの箇所選定時におきましても高知市から自動車でおおむね 1 時間以内の地域から選定をしております。図の C でございますけれども、こちらには道路交通センサスによりまして国道、県道、それからおよび一部の市町村道を利用しまして 1 時間で到達できるおおまかな圏域のイメージ図を示しております。以上のことから、利用者の利便性ですとか、県中央部における産業廃棄物の排出量の多さを考慮いたしまして、高知市中心部から自動車によりおおむね 1 時間圏内の範囲から、法規制区域等を除外した区域を選定エリアとすることについてご検討をいただきたいというふうに考えております。

次、17 ページをご説明いたします。3 番、新施設に必要となる埋立容量および敷地面積について、でございます。資料 2 の基本構想の概要版にも記載されておりますように、基本構想では埋立容量は 17 万立方メートル、23 万立方メートルまでとするとされております。ただ、埋立容量だけでございますと、なかなか具体的なイメージがわきにくいのではないかとこのように考えますので、あわせて敷地面積をお示ししていきたいというふうに考えてございます。そこで、資料 2 の基本構想の概要版にも記載されておりますように、新たな施設は被覆型処分場とするという条件を付けてございますので、全国の公共関与の被覆型の管理型最終処分場の規模を参考に設定することにいた

しました。17 ページの表にございますように、エコサイクルセンター高知県の他の A、B、C、D 県、4 県の処分場の埋立容量、埋立面積、平均の埋立深さ、敷地面積を参考にしまして、新たな施設の敷地面積は 5.5 ヘクタール以上を条件として設定することについて、ご検討していただきますようお願いいたします。1 ページおめくりいただきまして、資料の 18 ページは敷地の縦と横の長さの比率を 1 : 2 とした場合の 5.5 ヘクタールの面積のイメージを表したものでございます。以上で 2 の 1、選定エリアについて（案）の説明を終わります。

委員長： ここで1回きりましょう、やっぱり。多分、忘れます。このままいくと。ちょっと公募の実施もあわせてやったほうがいいかなと思ったのですが、ちょっといったんここできります。そうしましたら、今、ご説明いただいた選定エリアについてということで、ここについてご審議お願いしたいと思えます。

もう1回おさらいすると、14 ページが除外する区域ですね。主に法指定区域があがっております。ですから、ここが多分一番中心になるのかなと思う、審議の中心になるのかなと思うのですが、それと、15、16 ページの選定エリアの選び方の考え方ですね。17、18 は面積の話ですので、これは何とかなのか、それほど、これを想定して選びましょうということになりますので、あまりその審議の対象にならないのかもしれませんが、いずれにしてもこの辺について、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。そうだな、そうしたら、こうしましょう。まず 15、16 ページで、選定エリアが書いてございます。ここからいきましょうか。高知市がやっぱり廃棄物をよく出すところなので、その近辺で選びましょうということなのですが、交通センサス、国土交通省の交通センサスに基づいて、自動車でおおむね 1 時間内の区域という案でございますが、いかがでしょうか。まあ、こんなものかなという感じですかね。

はい、そうしましたら、戻りまして、14 ページですね。除外区域、除外区域という言い方がいいのかどうか分かりませんが、これ、除外区域と事務局の資料には書いてございますが、除外も含めた選定条件という言い方にさせてください。ですから、もう少し広い、もう少し広い観点でこの選定条件を少しご検討いただきたいのですが、そういう意味でいかがでしょうか。

委員： はい、現在の除外区域として定められているものは、いわゆる、もうマルかバツかというここに判定、入っていれば、ここは外せますよということかと思えます。一方、選定エリアで見ると、1 時間以内、1 時間以内ということで、排出量が多いところが負担をしましょうという思いが、この 1 時間以内の中に入っているのかなと思えます。

そう思いながら、一方、排出量は多くない行政とかの立場から考えると、あるかどうか分かりませんが、町や市や村にとっては、振興計画なり将来計

画の中で区分分けが、ゾーンがあるのではないのかなど。そういったことをこの除外区域の中で検討するような余地を作っておいてほうがいいのかなどというのを考えたのですけれども、いかがでしょうか。今は、上からこうだからここは省きます、ここは入っていますからここは区域の中で強制的に検討しますよということなのですけれども、少し、各市町村の考えている計画も含めた形で、除外する、しないということ、この除外区域の上のほうの段階で判断したほうがいいのかなどと思うのですけれども。

委員長： 委員、もう少し具体的に、例えば、例を挙げてお話いただくと、分かりやすくなると思いますが。もし、言えるなら、例えば。

委員： それ以上、ちょっと私も分からないところですので。イメージで話させてもらっています。

事務局： そうしたら、ちょっと。

委員長： はい、お願いします。

事務局： 確認でございますけれども、最初に 15、16 ページのところのエリアは、だいたい高知市の中央部でいかがでしょうかというところで、まずご確認いただいたのですが、このエリアの外であってもいいのではないかと、そういう主旨でございますか。

委員： いえ。

委員長： そうではない。

委員： そうではない。

事務局： そうではないのですか。

委員： ブルーのところの中にあれば、急傾斜地であったとしても、その地元の区長さん方のなんか振興策とも兼ね合う部分があるのなら、いきなり外すのじゃなしに考えてみたらどうかという話ですよ、多分。

委員長： そう。

委員： 振興策があるのだったら、そこは外してやるよといった、そういった。

委員： 逆ですね。

委員長： 逆ですか。

委員： 今の、いやいや全然違います。

委員長： そうか、そうか、じゃあ、例えば、今、おっしゃっているのは極端な話、自然公園法だとなかなかあれですから、例えば地すべり防止区域がありましたと。これを見ると地すべり防止区域、だめよとなっているけれど、地すべり防止区域もなかなか苦しいかな、そこで例えば地元市町村が何らかの振興計画を立てていると。その地すべり防止区域内で、例えば地すべり対策法を行って、もう安全にしたと。だから、使えるよ、みたいなことですかね、委員。例えば、ひとつは。その地すべり防止区域に地元市町村がある意志をもって、対策をし

たと。だから、そこは対象に、除外区域にはならないよ、というような意味合
いかな、例えば。イメージとしては。

事務局： ちょっとよろしいでしょうか。

委員長： はい、お願いします。

事務局： 今、委員のお話ですと、そうした地元の何というのでしょうか、どうしても
そういう施設を、例えばそこに作ってもらいたいとか、そういうような意
向が強いところは、もう、こうした規制区域であったとしても認めていくべき
じゃないかと、そんなご主旨でございますか。

委員： 逆です。

事務局： 逆ですか。

委員： 逆です。

委員： 地元、市町村が何かの計画を立てている所があれば、そこも外したらどうで
すか、ということです。

事務局： あ、そういうことですか。

委員長： 法指定区域じゃないけれど、ということですね。そうすると、これあれです
ね、最後に地元市町村の意向を聞くので。

事務局： ちょっと、あとで、これもあとでご説明させていただきます、公募の中で、
公募の条件とか、今、私ども事務局のほうで考えております項目をちょっとご
紹介させていただきたいと思いますが、その中でそうした地元の市町村です
とかのご意見もお聞かせいただくようなことも少し考えておりますので、そ
この部分ともちょっと関係する内容になるのかなというようなところは、今、
思っておりますが。

委員長： 要は、候補地を選定する過程で、例えば、4回とか5回目にあたるころく
らいまでいくと、そうとう審議が進みますので、地元の意向を確認する作業も
入るかと思います。そういう中で、今、委員がおっしゃったようなところは、
現状維持できるのではないかということですが。

委員： そうです。地元の意向がどこで入って、考慮してあげるのかということだと
思います。今、この分だと、私の理解だと、ずっと最後までいって、候補地が
決まってから、順位を決めなくても、候補地が決まってから、ある程度、候補
地が決まってから、考えてくださいね。それぞれの地区の事情は分かりませ
んが、候補地があがりました、ということにならないのかなという懸念があり
まして、ちょっとご質問させていただきました。

委員長： じゃあ、お願いします。

事務局： 例えば、具体的に市町村がそうした土地の利用計画があるということであ
れば、そうしたものは考えていくべきではと思いますが。はい。ただ、そこち
ょっと難しいところがございます、今後どういうふうな絞り込みをしていく

のかというところで、最初、たくさんの候補地が多分出てくると思いますので、そうした中で、すべてご意向をお聞きするのかどうかというところがあるかどうかと思います。いつの時点でお聞きするのかどうかというところも、逆にあるのじゃないかと思えますけれども。

委員長：　じゃあ、例えば10ページを開いていただくと、これから候補地選定のフローが出ています。一次スクリーニング、二次スクリーニングと、どんどん絞り込んでいくということになってはいますが、今、事務局がお話されたのは、例えば一次スクリーニングで全部地元の意向を聞くというのは、作業量的にも大変だし、あともうひとついうと、情報公開、個人情報入りますので、それをむやみやたらに市町村に提供してもいいという話にはなりませんので、その作業量と情報公開、個人情報の扱いの兼ね合いで、このどこの段階でそういう作業をしていくかということになるかと思えます。

ただし、いずれは、その地元市町村の意向の照会は当然しなければいけないと思うので、ですから、どうですかね、この場では今日のところは10ページのどこで、そういう地元市町村の意見照会をするかということは決められませんけれど、結論としては、情報公開等々に配慮しつつ、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、できるだけ早期に地元の意向を聴取するような結論にしてはいかがかと思うのですが、いかがでしょうかね。

委員：　私がこの委員会での範囲をちょっと逸脱した質問をさせていただいているかもしれませんが。この委員会では、技術的な判断のもと、ここが廃棄物の処分場の建設地としては好ましい候補である、技術的な判断から行うということ、判断する委員会、役目という理解をしましたけれども。

委員長：　ただね、意見としては重要なのですよ、今の意見。ですから。じゃあ、委員。

委員：　はい、すみません。

委員長：　ぜひ、ここはお願いしたいですね。

委員：　すみません、行政の立場から申し上げましたら、この施設そのものが申し訳ないのですけれども、迷惑しかございませぬ。そういう段階において意見を聞いていただくのは、大変よろしいです。それはぜひお願いしたいところなのですが、本委員会においては、そこまで求められていくのかどうかを、技術的な面で可能であれば、それは県のほうで対応すべき話なのではないのかなとは思っています。その交渉の中で、行政のほう、市町村のほうも受け入れる可能性すら残っておりますので、それは候補地が確定する中で作業を進められたほうがよろしいのではないかと私は思うのですが、いかがでしょう。

委員長：　どうでしょうかね。ちょっとさっき私、先走って、できるだけ早期に地元の意向を聞くという結論はどうだと言ってしまったのですけれど、これむしろ事務局のご意見をお聞きしたほうがいいですね。どうでしょうかね。ただ、

かたや、もし公募を行うとすると、公募のほうは何というのか、地元市町村からきますので、これはもう地元は少なくとも知っているということになる。

かたや、この我々我々の委員会で選ぶほうは、地元からしたら勝手に選んでいるので、そっちのほうは見えないという、アンバランスがあるのですが、それも含めて、どうですかね。ちょっと事務局のご意見をお聞きしたいところでございます。

事務局： この委員会につきましては、冒頭のご挨拶の中でも申し上げましたけれども、客観的な、そして透明性のあるプロセスというところで候補地を絞り込んでいくということをお願いしたいというふうに考えております。従いまして、先ほど、委員さんからお話のあった市町村の計画とかいうものにつきましては、今後のスクリーニングの過程で入れる必要があるのかどうなのか、そういったところでご審議いただけたら良いのではなかろうかと。各市町村において、新たな施設を受け入れる意向があるかどうかというところにつきましては、この委員会ではなくて、また県のほうで、その対応については検討させていただきたいというふうに思います。

委員長： ということで、今、委員のお話が有力になってきましたが、いかがでしょうか。委員の先ほど、考え方を改めたというところなのですが。

委員： わかりました。

委員長： ちょっとまとめますね。

委員： 14 ページの除外区域に関しては。

委員長： ちょっといい。まとめます。そうしたら、今、事務局のからお話のあったように本委員会においてはこの 10 ページのフローというのは、何というのかな、客観的な、つまり、技術的な、技術的になっておかしいですけど、技術だけじゃないので、現在ある資料をもとに机上で審議する範囲で審議を行うと。候補地、10 ページでいうところの候補地はおそらく複数、断られることも含めて複数選ぶでしょうから、そのあと行政、県の行政のほうで地元との話を行うと。ですから、そこは当然ながら我々の委員会の仕事ではないということになりますね。そういう形で審議を進めていきたいと思えます。いかがでしょうか。

事務局： はい。

委員長： そうしましたらまた戻って頂いて 14 ページから 16 ページまでで、いかがでしょうか。じゃあちょっと私のほうから 14 ページの除外区域について、ちょっと質問というか、ご意見をさして頂きたいんですが、①自然公園法とかこのあたりを見ると、あの実際にあの土工・建設が規制されている区域を挙げていますよね。ですから、これはこれで分かるんですが、ちょっと個人的には、その建設が規制されているから駄目だと考えるんじゃまだ甘いのかなという気はするんですが、それはそれで置いとしまして、特に②防災の観点による区域

っていうところを見ると、例えば地すべり防止区域、砂防指定地、そして急傾斜地崩壊危険区域、これ法律の条文を読むと地すべりの危険があるところ云々とかが書いてあるんですが、これ実はですね、この3つの区域というのは、地すべり防止工事及び砂防工事、後は急傾斜地崩壊防止工事、工事を行う実態としては工事を行うための区域指定になってございます。ですから、そういう意味では「工事を行うから、他の建設工事をやっちゃ駄目よ」という区切りなんですね。あの土砂災害警戒区域だけは若干異なりますが、基本的には河川区域もそうですよね、土工の規制が行われていると。防災の観点という意味でいうと、それで良いのかなという疑問がございまして。要は、防災の観点という意味でいうと、いろいろいるんですが、土砂災害の3つで言わせていただくと、例えば地すべり防止区域を取ると、もう地すべりの工事をやりますよっていうところですから、ある意味もういいんじゃないのっていうところがございます。

それよりもっと危険なのは、地すべり防止区域にかかっていない、つまり工事の計画がまだ無いところだけ地すべりの危険がありますよね、とか実際の地すべり防止区域以外でもずるずる動いているような地すべり地は多いです。むしろそういうところを対象にするべきなのかなと土砂災害の専門家としては思うんです。そうすると、例えば土砂災害でいうとこの地すべり・砂防・急傾斜地の区域というのを対象にするということだけでは、当然これも対象にするんですが、それだけでは、少しなんていうのかな、危険側では甘いなというふうに思います。ですから、その代替案・改良案としては、例えば地すべり・砂防・急傾斜各々の土砂災害危険箇所というのを防災砂防課のほうで定めて、調べています。これは法指定ではございませぬ。自分たちが自主的に調べたことになっています。ただ名前が土砂災害危険箇所ですから、あの十分にお分かりになって頂けると思うんですが、役所として土砂災害の恐れがあるというふうに考えた箇所でございます。

ですから、ご提案としては、土砂災害危険箇所をここに書いていただいたほうがより安全側なのかなとは思いますが、同時に治山事業のほうでも山地災害なんか地区とかいうのも決めていますので、ですから砂防だけではなくて、治山事業等々も調べなければいけないことにはなりますが、そのほうが防災の観点つまり未然に土砂災害の起こりそうな場所は避けましょうという意味では積極的かなと思います。

ただし、問題があつて、例えば治山事業の山地災害危険地区をこれ山の中ですから、これを見ると、かなりバババッと沢山かかっているんですね。ですから、山地災害危険地区とか土砂災害危険箇所を避けようとするとなかなか至難の業になってしまつて、蛇のごとく、こうやってすり抜けていかなければならない。

そうすると5.5ヘクタールでしたっけ、これがなかなか確保できないということにもなりかねないという懸念はございます。ですから、そことの兼ね合いなんです、だからもし土砂災害危険箇所等々を考えるとすれば完全に除外区域と考えるのではなくて、考慮するその危険性の考慮のために、その区域その箇所を調べたという形のほうがいいのかと思うんですが、これ、いかがでしょうか。

事務局： ありがとうございます。今ご紹介頂きました土砂災害危険箇所とかですね、山地災害危険地区でございませうか、私どものほうも十分周知してない部分もございませうので、今ご紹介いただいた箇所につきましてはそれぞれ部署等ともですね確認連絡をとって確認致しまして、どういふふうに対応したらいいのか検討してみたいと思います。

委員長： あの高知県のホームページ、防災のハザードマップのページを見るとびらびら一と載っていますので。県民でも見れるところですから、ぜひお願いしたいと思います。

それともう一点ですね、この14ページに載っていないことなんですが、これは除外区域だから、これからお話しする話は記載されていませんが、え一とですね、本委員会にしても、あと資料の4ですかね、特に岩手県の検討事例が詳しく載っているんですが、どうも見ていると完全にその法指定区域だけを除いているようなイメージがございませう。え一とかたや現在、なんていうのかな、地形測量の技術が非常に発達して、例えばあの国土交通省が四国においては、国土交通省が山地域、四万十川上流は除きますが、山地域を非常に詳細な航空レーザー測量という手法で、測量と言っちゃいけない、計測しております。あの、そのデータはおそらく公共の目的であれば、所定の手続きをすれば得られると思いますので、そういうデータを使ってですね、この10ページのフロー図でいうといきなりそれをやるわけにはいかないと思うんですが、例えば二次スクリーニングとか少しあの調査の後半になってきてから、そういう航空レーザー測量による地形表現図、これあの1メートルメッシュのものがございませう。ですから、あの小さな地すべりまで判読できるんですね。地すべりだけではなくて地形現状が良く分かります。ですからそういうものを使った、あの地形の判読をいうものをちょっと、あの、ご検討いただきたい。ただし、これコンサルタントとの契約、委託料の問題もありますので、出来るかどうか分かりませう。ちょっとその辺、ぜひ10ページという候補地選定の手法ということで休憩前の議論に関係することですけれども是非ご検討いただければありがたいです。

事務局： ありがとうございます。

委員長： 他にないでしょうか。

委員： 先程、除外区域の地すべり等を除外するのかそれか考慮するのかっていうことに関してですけれども、今後はあの一次スクリーニング、二次スクリーニングを行う過程でその 100 パーセントにするのか 10 パーセント、全く除外するのか、○か×なのかっていうことや、その比較検討すべき、ABC ランクで判断すべき、合計点で判断するんだっていうようなことを早い段階で決めていただいていたほうがよろしいかと思っておりますので、そういう意見です。

事務局： その比較検討というところでございますけれども、また次回以降の話になってまいりますけれども、私共としても○か×かというだけの評価よりも、選定が進んでいけば○×△じゃないですけれども、比較する材料を集めて、これはこの項目はこれが弱いんですけども、ここではこっちが強くて、総合評価よりどちらのほうがより採用しやすいのかといったところ、そういった考え方もあると思っております。考え方を今後進めていく中で取り入れていくようにしたいなというふうには思っております。

委員長： はい、ぜひご検討をお願いいたします。

委員： すみません。先程委員長側からあったように岩手県のほう、私ちょっと興味があってサラッと見ていましたけれども、この選定がほぼ一年に渡っているんです。それで 4 次選定までなっているんですけど、私共は 11 月までという大変短いところなので、この選定基準というのが今お話に上がっているように一度にたくさんの条件を取り上げて決めていかなければならないということがあると思っております。それで、やはりこういった資料をいただいてもう少し読み込んで次回は臨みたいと思うのですけれども、そのあたりの説明もまたよろしくをお願いいたします。

事務局： どうもありがとうございます。本当に委員が仰いましたように、他県での例で言いますともう少し、もう少しというかずいぶん時間をかけてやっているところがございますけれども、高知県のそういった現状からみて、本当に時間の少ない中で検討作業ということで頻度も短めということで行わせていただきたいと思いますね。その分、私共のほうもいろんな情報を積極的にお出しさせていただきまして、ご検討の参考にさせていただけるようにしたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長： 私のほうで補足しますと、委員に対して補足させていただきたいのですが、例えば 14 ページを見るとすげーいっぱいあるじゃんって思うんですが、今 GIS という電子データが非常に進んでいまして、高知県も非常に GIS が進んでいますので、この程度というかこれが 10 倍になっても地図上にポンと落とすことができます。その説明が 11 ページに書いてあるのですが、ですからそういう地理データの処理が非常に進んでいますので、字が重なって見えないとか、地図資料として、そういうことがない限りは重ねること、情報を重ねること

と自体はそれほど難しくはないということになります。あとは我々の確かに情報処理能力の問題がございませうけれど、ですからあまり時間が向こうが1年、こっちは4か月というのは気にして頂く必要はないのかなど。どっちにしても最終段階になったら必死に見なければいけなくなりますので。

委員： そうですね。はい、わかりました。それともう一点いいですか。

委員長： はい、お願いします。

委員： それと先程委員が仰ったように日高を決めたときに色々問題があったということ。だからその候補地絞って情報的には決定は早いかわかりませんが、その間にどのように地元とのコンセンサスを取り入れていくかっていうところをそのあたりをうまく。それと現在のエコサイクルセンターの現状ですよね。だから理解をやはりしてもらおうということが私たちにとってはすごく大切なことだと思うんですよね。だから日高のことも今ちょっと関係ないのかもしれないかもしれませんが、日高の煙が出たことも原因はわからなくてもこれからどんなごみの中で発煙とかあるかわかりませんが、安全なんだよという部分を強調して頂くとか、それを想定してより向こうよりも外側をきちんとやりましたよとか、そういう懸念されることを大きく報道するのではなくて、安全ということをもっとキチンとしていただくと、候補地になったものとしても安心な部分ができると思うので、情報とうまく地元との話し合いとかいろんな意味で進めていっていただけたらと思います。

委員長： 先程のお話で委員会の結論が出るまでは事実上外に出さないということになりますけれども、それはそれとして委員会の結論をどう県民に示していくかという情報提供、情報公開の仕方という意味になりますね。その中では委員がおっしゃった通りだと思いますがいかがでしょうか。

事務局： 今委員がお話いただきましたように、私共の部長のごあいさつの中にありましたけれども、今回の選定につきましては客観性ですとか透明性とかってということで第三者から見られたときにそのあたりもおかしなことはしていない、ちゃんとしたとおりやっていますねというふうなことを見ていただけるようにわかっているように情報公開は徹底してやっていきたい。ただし、この委員会の期間中で審査の途中ではなかなか出して公開してしまうと支障が出てくる可能性のあるものもたくさんあると思いますので、期間中はさておき一定の成果として報告書としてまとめていただいた中では、最初から最後まで選定プロセスにつきましては見ていただきたく、またそのように見ていただいても全然OKなようなご審議をぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員： はい、わかりました。

委員長： はい、先ほど委員の想いもありましたので、報告書のまとめ方という意味で

少し見ていかなければいけないのかなと思います。そうしましたら、他いかがでしょうか。

委員： 今のエコサイクルセンターはいわゆる 14 ページにあるいわゆる除外区域のどっかに該当したんですか、してなかったんですか。

事務局： 今日ご審議いただく内容でございますので、まだこれが決まりというわけではなかったのですが、一体こういうエリアになるとどんなふうなところがかかってくるのかなということで一度は見てみましたら、幸いなことにこういう場所にはかかってなかったということでございます。

委員長： それで 14 ページも先程私お話したようにこれすべて駄目よとするのではなくて、例えば先ほどお話したように土砂災害警戒区域とかいうのは行為制限されていけませんので、その意味では作ってもいいわけですね。ですから、そういう意味では委員もおっしゃるように〇×なのか点数なのか知りませんが、そういう評価の濃淡が出てくるところはちょっと頭の中に入れておいていただきたいと思います。ではよろしいでしょうか、次の話題に入っていきたいと思います。

次、資料でいうと 19 ページですね。公募の実施についてです。これから事務局にご説明いただきますが私ども委員としてはそもそも公募を実施するかどうかということと、実施するとすれば公募要領の中身をどうするかという観点でご審議いただければありがたいと思います。そうしましたら説明をお願いします。

事務局： 19 ページのⅡ－2 の公募の実施についてご説明させていただきたいと思えます。簡単に言いますと候補地となりうる土地を広く県民の皆様等に募集するということとなります。今後という枠組みですけれども他県の自治体等でも廃棄物の処分場の整備にあたりまして実施されているものです。当然他県でもやっているからやるのではなくて、本県でも実施するかどうか検討にすにあたりまして、公募を実施することのメリット、デメリットを整理して検討しました。そちらが次のページの 20 ページをご覧ください。

こちらで公募実施によるメリットそしてイのほうでデメリットというものを比較検討しております。メリットのほうで公募を実施することによって、県民の廃棄物行政への関心が高まること、繋がること。それから公募を通して公平な手続きによって候補地選定作業が進められているということに対して、県民が知って頂くこと、理解を深めていただけること、それから、公募要領に先程委員がおっしゃっていただきましたよね。エコサイクルセンターの実績、安全性、環境に影響がないそういったことも記載して広く知らせることで、県民の間にある最終処理場に対する不安感解消を図ることができることこういったメリットが考えられるのではないかと。

ただ当然デメリットも出てくるのではなかろうかということで次に整理してみました。非公表とする予定の応募箇所の詳細な情報が、応募者、応募していただいた方とか応募に同意していただいた方とかが明らかになる可能性がある。それが漏れて住民同士の争いに発展することは懸念される。第三者による虚偽の応募であるとか、土地所有者とか地元住民への圧力、働きかけが懸念されること。こういうデメリットもあるのではないかということで並び検討した結果です。デメリットを整理する中で、やはりその委員もおっしゃっていただけましたけども県民の混乱を招く可能性はできるだけ避けたいことですので、何とか解消したいなというところでデメリットが生じる可能性を少しでも小さくするというところでピンクの枠囲みで整理しています。公募建設予定地ではなくて、公募箇所に対しても今回の委員会での選定と同様の条件を設定して、最終的にスクリーニングを実施した上で候補地を選定すること。公募したからといってそのまま候補地になるということではない。それから、先ほどのありましたエコサイクルセンターの実績、安全安心ですとか、環境等への影響もない施設であることを説明して不安感の解消を図ると。それから当然第三者の応募は認めない事。などで、デメリットを生じる可能性を少しでも小さくすることで、公募を実施するデメリットよりも公募を実施するメリットのほうが大きいという判断の元、公募を実施することとしたらどうかという整理にさせていただいております。やはり公募を通じて候補地選定に対する関心を持っていただくこと、公正な手続きで選定の作業が進められていることを県民の皆様にご知っていただくことは非常に重要な事であると事務局としては考えております。

次のページで公募を実施する場合について、あくまで実施する場合についての誰を応募資格者とするのかということ整理させていただきました。応募資格者とありますがそちらのア、イ、ウ、エで4つに分類しました。当然ながら(ア)になりますけれども、土地の所有者を応募資格者にするかそれから地元の代表であれば地元自治会長と、それから市町村が応募をしてくる可能性もある。それから、この3つに該当しない第三者という整理にしております。ので、それぞれの場合で応募資格者とするメリット、それからデメリット等を検討整理した上で事務局としての結論を右側に記載しているものです。まず土地所有者アの部分です。土地所有者になりますけれども土地所有者は応募資格者とするという整理にしておりますが、応募箇所が建設予定地に決定した場合に、用地の取得が容易になりやすいという理由から応募資格者にしたいと考えております。ただ、応募資格とする留意事項としましては、当然説明がありましたように5.5ヘクタール以上の面積が必要となるということで、応募者の土地のみではなくその範囲内に複数の土地の所有者が存在する当然可

能性が高いかと思えます。応募者以外の土地所有者から同意を得ずに応募するということは、他人の土地を勝手に応募したことになりますので、争いとなる可能性も出てきます。そういった応募箇所の範囲内の土地の所有者からも同意を得る必要性はあると考えた。それが下の矢印の一つ目に整理したものですけれども、他の土地所有者から同意を得ていることを公募条件にするという。

ただその中で、条件を緩和するということも検討しています。という理由が、先ほども申しあげましたけれども応募候補地ではない。最終の候補地ではない段階で応募者以外の土地所有者の同意を、全ての登記名義人から本来であれば同意を得ることが必要なのかもしれませんが、それを条件としてしまうと、応募者のその応募箇所の範囲外の登記名義人等を調べたりする用地調査の必要性がでてくるとかいうことで、応募者の負担が大きくなるのではないだろうか。それをやったことで最終の候補地に残るわけでもないというところ。そもそも5.5ヘクタールの範囲がどこまでなのかということも応募者の方も判断がつかない可能性がある。多々あると思えます。そういった範囲も正確性を求められない状況において、同意の相手方を登記名義人とするのはなくて、現実の所有者、当然登記名義人とイコールである可能性が高いと思えますけれども、登記名義人が死亡している場合とかの名義替えしていない場合とか、共有で登記名義人が多数いる場合であるとか、田舎なんかでよくあると思えますけれども、実際に売買しているのに名義替えしていない場合であるとか、現所有者による同意でも可能という整理で括弧書きで現所有者でも可という整理にしております。

ただ、さらにですけれども、現所有者から同意を得るとしても、現所有者が先程と共通しますけれども、応募箇所が何筆もあって、範囲内に多数存在する場合は5ヘクタール、5.5ヘクタールという広大な土地になりますので、現所有者全員から、同意書を記名押印をいただくだけでも、応募者の方がそれを集めるだけでも負担になると。応募が少なくなる可能性があるということで、応募者本人が応募者以外の土地所有者、現所有者も含みますけれどもの同意の見込みがあること誓約することで応募可能とする整理にしています。二段階緩和ということ。現所有者でも可、で同意の見込みでも可ということに整理をさせていただいております。要件を緩和することで、当然土地所有者の考えが覆ったり現所有者と登記名義人が異なっている場合があるわけですね。聞いていないとか、用地取得が難航する可能性が生じるというデメリットは当然見込まれますけれども、何度も申しあげますがあくまでも応募最終候補地として建設予定地でもないということとか、候補地の範囲がどこまでなのかと判断がつかない可能性がある状況において、厳格さを求めるよりもや

っぱり応募のしやすさに重きを置いた形を取らせていただいております。

次の土地所有者の矢印の二つ目、土地所有者の応募のその範囲内の同意のことを先程ご説明させていただきましたけれども、それ以外に同意をいただくとして地元自治会長であるとか市町村の同意を得るっていう条件を付すかどうかというのを検討させていただきます。まず地元自治会長なんですけれども枠外の注意書きにありますけれども、地元自治会長とは、地元の自治会長、地区町内会長、地元集落の代表者です。同意を得る場合は、同意の内容としては建設予定地に決定した場合に、地元で施設が建設されることに同意すること。メリットとデメリットを整理いたしました。

同意を得ることを条件とした場合のメリットとしては、最終の候補地に選定された場合の地元との合意形成を得られやすくなることや、地元の意向を事前に知り、事後に起こりうる争いの可能性があることを未然に防ぐことができることなどが考えられます。逆に、同意を得ることをした場合のデメリットとしては、重要な事項ですので、自治会長の一存では判断できず、自治会役員の実情が当然必要であり、それに対して労力と時間を要してしまうこと、そして最終の候補地になってない段階で、地元住民同士の賛成派・反対派に分かれた争いの可能性があるということなどが考えられるなどで、結果として応募が少なくなる可能性があるという整理をしました。

逆に、同意が必要ないという場合のメリットとしては、当然、応募者が土地所有者である場合は応募がしやすくなると。それで、応募の段階での住民同士の争い等のリスクを低減することはできるのではないかと。同意を得ない場合のデメリットとしては、地区の意向が把握できない。最終候補地に選定された段階で、逆に、そんなことは聞いてないと批判や反対運動が起こる可能性が生じると。

結局、同意を得ることと得ないことの条件を比較した場合に、メリットとデメリットがそれぞれにあると。ただ、県としては事前に自治会長と同意を得られたとしても最終候補地に残るまで様々なプロセスを得る必要があると。候補地になることが確実でない状況で地元住民同士の亀裂や混乱を生じさせる恐れがあることは、地元にとっても県にとっても大きなデメリットであるとの判断から、ここについては同意を得ることは条件とせず、応募があったことを地元が知った場合、そしてそのことが県に対して問い合わせがあった場合は、何度も言いますが、応募最終候補地ではないと。様々なプロセスを経たうえで選定されることを丁寧に説明する必要があると考えております。先ほどは地元の同意、そして市町村の同意も同様の理由になると思います。こちらにつきましても簡単にご説明させていただきます。同意の内容としては、市町村が建設予定地に決定した場合に、当県管内に施設が建設されることに同意

をされるということです。同意を得ることを条件とした場合、メリットとしては、市町村からの協力を得られる。逆にデメリットとしては、当然市町村の行政があって、その議会の承認が必要であるとか、そういうプロセスに時間を要して短い期間で対応できない。結果的に同意が得られず、応募が少なくなる可能性がある。逆に同意を得ることを条件としない場合のメリットとしては、当然、応募がしやすくなる。短い期間でも応募者の対応が可能である。逆にデメリットとしては、行政機関では、市町村が管内で応募された事実を応募段階では知らないこととなる可能性がある。県としても市町村の意向を事前に把握できないことが考えられます。先ほどの地元自治会と同様に、どちらにせよメリットデメリットがある。ただ、県としては短期間のうちに市町村内で議会の承認プロセスを経た上で同意をすることは、やはりなかなか難しいのではなかろうかと。

あと、当然、事前に市町村の同意を得られたとしても、結局最終候補地に残るまでに様々なプロセスを経る必要があって、それが確実でない状況において市町村の混乱を生じさせる恐れがあることは、県にとっても市町村にとっても大きなデメリットである判断から、同意を得ることを条件とせず、ただ、市町村と県の信頼関係がありますので、その応募があった事実と公表する範囲の土地の大字までを、応募があった時点で市町村には情報提供してはどうかと考えております。以上が土地所有者を応募資格者とする場合の整理と同意の判断について整理したものとなります。

(イ)の地元自治会長、これは同意の相手ではなくて、地元会長が応募資格者になる場合もあるんじゃないかと。これは地元活性化に支障が起こる地区があった場合に公募に応じる可能性があることとか、応募しようとする土地に複数の所有者が応募したいという場合に、代表者を決めかねて、代表者となることを依頼されて、地元自治会長として応募してくる可能性等もあるということです。こちらメリット、デメリットを整理しています。

地元自治会長を応募資格者とするメリットは、地元振興のために応募を考える地元地区も有り得るので、その応募が増える可能性というか、最終の候補地に選定された場合には、地元との合意形成が得られやすくなる。デメリットとしては、地元住民が賛成反対に分かれて選定の段階で争いがあることなどが考えられる。ただ、他県の自治体等でも、地元地区を応募資格者とする自治体は非常に多く、近年においても和歌山で、公募ではないですけども、地元自治会が民間の管理型最終処分場を誘致した事例がございます。こうしたことも踏まえまして、地元自治会長を応募資格者とすることは応募があったときは地元の合意形成を得られやすいというメリットが大きいので、他県の事例なんかにも基づいて、地元自治会長等を応募資格者としたと考えて

ております。以上が地元自治会長等と、まあ同意の見込みとか市町村の同意を得ていることとかの部分、土地所有者の整理と同じですので割愛させていただきます。

次に市町村を応募資格者とする場合、こちらについても市町村を応募資格者とするということで結論を出させていただいておりますが、市町村につきましても地域の振興のために施設を誘致したい考えの市町村は有り得る可能性があります。市町村を応募資格とする場合のメリットとしては、地域の振興を考える市町村も有り得ると。応募が増える可能性があることや地元の自治会と一緒にすけども、候補地に選定された場合に、市町村の協力が確実に得られることと。逆にデメリットとしては、これも地元自治会と同様ですけども、選定の段階で地元住民同士の争いが起こる可能性等があることが考えられます。こういうメリットデメリットを踏まえた上で、応募を考える市町村議会から執行部に対して応募の提案がある可能性なんかもありますので、やはり応募資格者としてほしいと。メリットが大きいので考えております。同意の箇所については、先ほどと同様ですので割愛させていただきます。以上が市町村を応募資格者とする場合の事務局としての考え、整理した案となります。

最後に(ア)(イ)(ウ)以外の第三者につきましては、当然ですけど、認めてしまえばブローカー等が暗躍する可能性がありますので、第三者については認めないということで整理させていただいております。

次に 22 ページをご覧ください。時間もあまりありませんのでなるべく端折ってご説明いたします。21 ページでは、応募資格者を誰にするのかという整理でしたけれども、応募の条件を整理したものです。

まずは土地条件については、先ほども説明がありましたように、本来なら 17 万立方メートルとか 23 万立方メートルの埋立容量を満たす土地というのが応募の対象となるのですが、それでは分からないだろうということで、目安は 5.5 ヘクタール以上というのを条件とすると。それで、これは他の自治体なんかでも必要面積を条件としている。あと、先ほど選定エリアの除外区域の説明をさせていただきましたけれど、あと中心部から 1 時間圏内、その 2 つを条件とするということを応募要領にも明記して、条件が適合しないことが明らかな土地の応募を少なくするというのを可能にすると。ただ、応募者が調べることには時間を要したり、判断できない可能性もありますので、そういった場合では応募を認めて、適合しているかどうかについての確認はこの委員会でお願いをさせていただきたいと考えております。

応募期間につきましては、本日、公募の実施につきましてご承認いただけるようでありましたら、要領を作成して 6 月下旬ころには開始をさせていただきます。公募の締め切りなんですけど、本来であれば広く募るためには、なる

だけ長い期間を設定することが望ましいのですが、今回は限られた短い期間で委員会をお願いさせていただく必要もございますので、委員会のスケジュールとも連動してまいるといことです。応募箇所は、唐突に加わった感、急に入ってきた感を無くすためには、9月上旬開催の第3回委員会までに応募を締め切って第3回委員会で応募の件数と大字、これは選定箇所と同様のものですけども、これを公表して12月中旬開催予定の第4回委員会までに選定エリアの設定条件を経たうえで、一次、二次スクリーニングを行うこととしたいと考えております。

その応募箇所がその条件をクリアした場合に、最後の第4回委員会終了後に選定箇所とともに三次スクリーニングを経るという形で、応募期間は6月下旬から8月末までの60日から70日間とすることとして考えております。どんなイメージかという最後の23ページでご説明させていただきます。

委員長： 審議の時間が無くなるのもう少しまとめて説明してください。

事務局： わかりました。応募の取り下げについては随時取り下げ可能ということで、ただ、候補地を絞り込めた段階で取り下げをすることについては支障がでてまいりますので、粘り強く対話を行っていく必要があると考えております。公募の実施者については、当然、県の責任で実施するという整理にさせていただきたいと思えます。応募箇所の取り扱いとその他についてという部分なんですけども、こちらにつきましては最後の23ページをご覧ください。こちらの中で、応募の流れと選定の流れをイメージ図としているのが下の部分です。今日が第1回委員会なんですけども、こちらが開催された後に応募を開始すると。それが下の公募の実施を決定するという部分が応募の流れとなっています。こちらが6月下旬に応募を開始しまして、第3回委員会開催前までに、8月下旬に応募を締め切って、選定箇所と同様に応募箇所数と大字を公表すると。そして第4回委員会までに選定エリアの選定条件への適合審査、一次二次スクリーニングを行うことで、選定箇所と同様のプロセスを得ることができると。それで二次調査対象地に残った場合は、選定箇所と同様に三次スクリーニングを経て、最終の候補地が決定されることになると。これによって、選定箇所と応募箇所、同じ取り扱いであると。そしてそれ以外の土地がないことが明確になるという整理にしております。私のほうからは以上です。

委員長： はい。そうしましたら審議をお願いします。まず、審議としては、公募を実施するのかどうかということと20ページ等々に基づいてご判断いただくと。あとは公募を実施するということであれば、21ページから22ページの公募の実施要領について少し見ていただくと。あと23ページに公募で出てきた案件の組み入れ方について、この辺についてもご意見いただければありがたいと思えます。

そうしましたら、まず公募を実施するか否かについて、まずご審議をいただきたいと思いますが、ご意見ご質問いかがでしょうか。では、いかがですか。

委員： やっぱり、どうしても必要な施設でやるものですので、公募していろんなプレゼンというのかPR、それはぜひしていかなといかんとおもいます。どこにできようとしても、やはりできるだけ経済的な一致へ、皆が安心して施設を運営できるということの保障の元であくまでも。それと今の部分に乗ってないのかもしれないけど、要領について一言言わせてもらえれば、途中で市町村の同意を得てということには、まずならないとおもいますので、とりあえず決めていく中で候補地が決まった後で聞いていくというのが正しいやり方ではないかと私は思っております。よろしくお願ひします。

委員長： はい。力強いご意見ありがとうございます。あといかがでしょうか。委員、委員いかがでしょうか。

委員： 私としては公募に賛成です。今の委員さんのように、やはり寝耳に水というのではなくて、ちゃんと決めている、必要な施設を今こういう段階で決めているんだよというプロセスといいますか、そういうところはちゃんと知らせるべきだと思ひますので、賛成でございます。

委員長： 何かご意見あれば。

委員： 私も同じ意見でございます。ぜひお願ひします。

委員長： 他の方いかがでしょうか。

委員： 公募に反対というわけではないんですけど、仮に公募になった場合、この期間はあまりにも短すぎやせんかと思うんですけど。市町村で公募する場合は、まず議会とか、たぶん通さないかんと思ひますけど、絶対的に、候補地絞って議会を経て手を挙げるのは、この期間ではまず不可能やないかなと。ということは、公募やったら個人で手を挙げるしか公募はないんだろうと思うんですけど。話進みますけど、個人でやって、今お聞きしたその条件をクリアするのは、なかなか無理やと思うんですわ。それと、多分、公募以外で候補地が出されると思うんですけど、その候補地もその条件も満たすかどうか、ちょっと満たしてないなど、勝手に判断しよんですけど、そうしたら、公平ではないような気持ちがするんですけどね、個人で手を挙げる方の場合。あとの話ですわね、公募して、同じテーブルに途中から挙げるんやったら、いろんな同意とかは省いておかないと、公募しても誰も公募できんと思うんですけど。

委員長： 時間の問題ですね。例えば、今、市町村だったらというお話が出ましたけど、委員、例えばいかがでしょう。俺のところだったら確かに時間たらんとかいう話になるんでしょうか。

委員： 必ず議会が割れて大変なことになると思ひて、この2月くらいでは、たぶん、市町村から出すということにはなっていないのかなということがござ

いますね。

ただ、これが長かったらいいというものでも、たぶんないと思います。あくまでも PR することが大切なのかなという思いが強いです。

委員長： うまくまとめていただいたような気がします。委員のご意見も、ある意味懸念ですよ。懸念と受け取ってよろしいですよ。

委員： 形だけというように見られても、あまり面白くないんですわね。

委員長： ですから、おっしゃるように、PR というか、情報公開のひとつの手段として考えるという側面が非常に強いんですが、確かに、おっしゃるように市町村議会に提案して割れたら、1年、2年じゃなかなかというところもあるかもしれませんが、それを考えても委員のおっしゃるように市町村からはしんどいかもしれない。ただ、工程が決まっているというか、今ある日高村の施設が満杯になる時間も秒読みですので、あまりスケジュールを先伸ばしにすることも検討できないということを鑑み中、それでも審議時間が短いじゃないかというお叱りは受けるんですけども、とりあえず先ほど事務局からお示しいただいた、今年度いっぱい、ですから11月というところをリミットにして今年度は審議せざるをえないのかなと思います。ですから、公募については、公募の時間なのか、それとも公募そのものなのだと先ほど委員から市町村の場合は、という話がありましたが、それも含めて出てくるかどうかかわらんけど、はっきり言うと情報公開、県の積極的な姿勢を見せるために公募をやってみましょうという形にやらざるを得ないのかなと、やるとしたらですね、思うんですがいかがでしょうか。

委員： 今ご説明の中で、地元の振興策として考える自治体はあるんでないかということをおっしゃるんですけど、これは原子力の最終処分場なんていったらすごい莫大なお金がついてくるという説明がありましたけど。今回は振興策につながるようなことがあるんですか。それを公募の時に明らかにするのでしょうか。

事務局： まず、公募の期間のお話がありましたので先にご説明させていただきます。他県で公募やった事例も調べましたけども、15の自治体で公募を実施しておりまして、その中で13の自治体の公募期間が分かっておりまして、見ますとやはり3ヶ月以下が3/15で一番多かったということで、それでも高知県の場合は60日から70日ですので、短い時間ではありますけれども、今回のスケジュールを想定しますとこの辺りまでしかちょっと難しいかなというところが事務局で考えて応募期間でございます。

それから、委員のほうからもお話がありました地元振興策のお話でございますけれども、応募の動機といたしまして、そういうふうなことをお考えになられるところもあるかもしれませんが、私どもとしてはあくまでも

候補地選定は科学的などいいますか、客観的な事実に基づいて選定をしていくということをモットーにしておりますので、公募の実施要領にはそうしたことを書くということは現在考えてございません。

委員長： よろしいでしょうか。他にご意見ございますでしょうか。そうしましたら、私のほうでまとめさせていただくと、公募は行うという形にしたいと思えます。目的としては、大声では言えないのですが、やはり県の情報公開をすすめるという意味合いが強くなる場所は否めません。先ほど委員がおっしゃったように。時間的な問題なのか、それとも時間だけではないと思うんですが、やはり公募の準備にそうとう時間がかかる、労力がかかるというのは事実です。なかなか公募があがってこないと可能性もある。それでもやるという形でまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同： 異議なし。

委員長： はい、そうしましたらそういう結論にさせていただきます。そうしましたらその上で、21ページの公募の要領についてというところで、同意の問題がございます。先ほど、委員からも同意の件に貴重なご意見をいただいたところではございますけれど、この辺についてご意見ございますでしょうか。あとは委員からこちらの公募のほうだけ、同意ないしはその同意の見込みを取っちゃうと、それを他の我々が選定するほうと混ぜたときにアンバランスになっちゃうじゃんというような意見も出たのですが、それも含めてお考えいただくとありがたいです。いかがでしょうか。なかなか難しいところがございますか。はい、お願いします。

委員： 質問のようなことになるかもわかりませんが、選定作業を机上で客観的に選んでいきますと、最終的に決まったのを自治体と話し合うっていうときは、その自治体というのは初めてそういう話がかかるということになりますよね。全体に情報公開してなければ。逆に公募の応募者というのは、ある程度見込みがあるとか、自治体ですから、こちらのほうがそういった自治体の同意は得やすいような感じの、同じテーブルに載ってくるという感じなんですかね。

事務局： 最初に、いくつか今日ご審議いただいた内容、選定条件を経まして、次回また委員会でスクリーニングをしていただくようになりますけれども、具体的な場所の数が出てまいりましたら、その箇所数と市町村の名前と大字までの発表というのは、やっていくようにしたいと考えてございますので、スタートでどこのところが入っていたかというところは分かるようにしていきたいと思っております。その後、選定プロセスはなかなか箇所数がどれくらいかということの程度にとどめておきまして、最後の第五回の委員会で候補地をいくつかまで絞った段階では最後の箇所数と市町村名、大字まで発表するように

したいというふうに思っております。

委員： その委員会で決まった候補地っていうのは、最終的に、岩手県の場合だったら5箇所みたいになってはいますが、そこはその時点でわかるのではなくてその手前で大字までっていうことなんですか。それとも最終が決まってからということになりますか。

事務局： 最終的に報告書の形でまとめていただくこの進行・審議の内容は、報告書という形でまとめていただきまして、最初からどういうふう経過をたどって候補地が決まったのかというプロセスを明確にしていきたいと思いますので、その最初と最後でどこの市町村のどこの大字、どこそこがスタートして、最終的にどこの市町村のどこの大字が候補地になりましたっていうところの報告、公表はしていくように考えております。

委員： わかりました。じゃあ公募であれば地元との可能性があるような形で進んでいくのかなという理解になったところでございます。ありがとうございました。

委員長： 他にいかがでしょうか。

委員： ちょっと話がそれてしまうのかもしれませんが、私はこの公募に賛成で、進めていっていただいたらええと思うのですが、全体に関わることもないかもしれませんが、11ページ目、第5回委員会で候補地をひとつに決定するというのが第5回委員会の位置づけになっておるんですか。

委員長： あくまでもこの選定の委員会をお願いいたしますのは、第5回の委員会で三次スクリーニングまで進めていただきまして、候補地の選定をしていただくというところでございますので、資料8ページをご覧くださいたらお分かりになるかと思いますが、その後、県のほうにうつりまして、地元の説明会ですとかを行わせていただきまして、地域でも絞り込みをいたしまして、最終の1箇所の建設予定地にするということでございますので、この委員会としては1箇所よりももっと多数の絞り込みということを考えてございます。

委員： 安心いたしました。ぜひ3つから5つまでの絞り込みでとめて、そこから先は県にお任せをして、最終のご決定は私たちの知らないところで、知らないところでというは変ですが、透明性を持って公平性を持って決めていただきたいというのが望ましいんじゃないかなと思っていましたので、ありがとうございます。

委員長： やはり最終的に決定するのは行政の役目ですので、私どもはその候補を出すということですね。ですから、十分にご検討いただければありがたいです。

委員： 順番はつけないことになりますか。

委員長： そこはどうでしょうかね。議論したほうがいいですね。

事務局： 今の時点で、これが今日スタートでございますので、今後進めていく中でい

ろんな評価が出てまいりますので、そういうところでいかかでしょうか。

委員長： 委員、先ほど初めのほうのご発言でもありましたけども、○×つけるのかとか点数性なのか、どう評価するのかっていうところと今の候補地に順番つけるのかということも含めて、もう少し委員会の検討が進んだ中で決めていきましょう。そのほうがいいと思います。そうしましたら、公募の要領、21、22 ページ、これはもう事務局、県の中でご検討いただいたものでございます。当然、応募期間とか問題はございますが、応募期間を広げても、それは解決にならないんだという話もございました。あとは先ほど委員からあった公募にでてきた案件は、土地の同意はある程度見込みがついているからアンバランスじゃないかという。確かにそういう、候補地としての内容にアンバランスが出てくることは事実でございますが、やはり情報公開を行うという、あとは積極的に県民に打って出ていくという意味で公募を行うと。それについては21 ページ、22 ページの要領に基づいて公募実施要領を作ってくださいということにしたいと思います。いかがでしょうか。

一同： 異議なし。

委員長： はい、ありがとうございます。そうしましたらこれで今日の審議は終了いたしました。少々お待ちください。最後になりますが、今日の議論全体、先ほどの委員のお話も議論全体かと思うのですが、議論全体を通じて言い忘れたとか何かご意見ご質問等ございましたら最後に時間もありませんが、お寄せください。いかがでしょうか。

委員： 5.5ヘクタールくらいを目途に進めていかれるということですが、その最小の場合の立米数でいうところの堰堤の高さとなる12.4メートルでしたか。

委員長： ページをお話いただけるとありがたいです。

委員： 17 ページです。これが、5.5ヘクタールが確保できたとしたら、12.4メートルの深さにすれば23万確保できると。違う、ごめんなさい。5.5ヘクタールしか確保できなかった場合、12.4メートルなら最小の17万立法メートル、16.7メートルの深さを確保したならば23万立法メートルが確保できるということですが、これはどうなんでしょう。5.5ヘクタールを目途にということですが、場合によったら4ヘクタールかもしれないと、7ヘクタール確保できるかもしれないという、何か柔軟性を持って最終的な立米数についてはどの辺の条件で決まってくるのでしょうかね。

委員長： お願いします。

事務局： 17 ページはご説明させていただきましたけれども、最小の17万立法メートルで12.4メートルですと計算すると5.5ヘクタールになりますということで、5.5ヘクタールの土地ということで条件をお示しさせていただきましたので、当然5.5ヘクタールも入りますし、8ヘクタールでも10ヘクタールでも入る

ということでございますので、そのところは最低の条件をお示したというところで考えております。

委員： できましたら何とか、でっかいことがいいことだとは言いませんけれども、今のこの17万～23万立法メートルの範囲の中でということになっていきますけれども、願わくば地元負担を当然伴いますので、高知県のご予算、市町村のご予算も当然あるでしょうけれども、できるだけ確保いただいて、ある程度以上の規模のものを作っていただきたいです。というのも、多分この施設がスタートして、今から5年後にできたとして20年間で、25年後の高知県内の経済情勢がどうなっているのかということがよく分かりきりません、実際問題。その辺でいうと、できる限り、補助金等々も確保していただいて、広さには手に入った段階での限りがあると思いますけれども、できるだけ深さを調整することでボリューム数が確保できるならば、補助金等の兼ね合いもよく考えていただいて、できるだけある程度の規模のものを設置していただきたいなと、そのように考えておりますので是非前向きに取り組んでいただきたいです。

委員長： よろしいですか。

事務局： 委員からもお話がございました最低限の面積を示したということございまして、今後の高知県のリサイクルの進展等もこの容量がどれくらいになるかということについては、影響もございますので、そうしたところも含めまして総合的な観点で今後設計段階までにそうした規模のほうは確定していく必要があるというふうに考えてございます。

委員長： 今の委員のご意見、貴重なご意見でございました。他いかがでしょうか。よろしいですか。そうしましたらこれで審議のほうを終わりにしたいと思います。それで、議事次第を見ると、6その他ということでございますが、事務局からこれについてお願いします。

事務局： それでは事務局から2点ほど。次回、第2回委員会でございますが、7月26日水曜日、13時から高知市内で開催したいと考えております。それとこちら今日パンフレットをお配りしておりますが、こちらエコサイクルセンターの見学をご希望される場合は事務局までお申し付けくださいませ。個別に調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長： エコサイクルセンターの見学については皆で見に行ったほうがいいんじゃないのという話を事務局としていたんですが、やはり皆さんお忙しいということで、個別対応ということになりましたので、ご希望ある場合は事務局のほうまでご連絡お願いしたいと思います。ぜひ、やっぱり今後のことも含めて、エコサイクルセンターの見学を皆さんしておいていただけるとありがたいと委員長としては思っております。そうしましたら次回の話ございました。7月

26日でございますが、次回は本日の審議で決定した設定条件により抽出した候補地選定エリアの確認と一次スクリーニングの項目について審議をしていきたいと思っております。そういうことで、以上で議事を終了いたします。進行は事務局にお返しします。

事務局： 委員長、どうもご進行ありがとうございました。委員の皆さま、本日は長時間のご審議、本当にどうもありがとうございました。これで第1回の新たな管理型最終処分場候補地選定委員会を閉会いたします。

一同： ありがとうございました。